

<p style="text-align: center;">道徳教育、特別活動に関する参考資料</p>
--

審議経過報告（抄）

【中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会（平成18年2月13日）】・・・ 1

「教育再生会議第2次報告」(抄)及び「経済財政改革の基本方針2007」(抄)
 (道徳教育関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
 (体験活動関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5

現行の小学校・中学校・高等学校の道徳教育及び特別活動・・・・・・・・ 1 6

「教科」に関する関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4

道徳教育の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5

特別活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4

体験活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 5

教科の好き嫌い、学校生活の満足度、学校教育に求めるもの・・・・ 5 9

重点のイメージ例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 5

武蔵野市「セカンドスクール」について・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 7

兵庫県「トライやる・ウィーク」について・・・・・・・・・・・・ 6 8

東京都・高等学校「奉仕」について・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 9

茨城県・高等学校「道徳」について・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 0

審議経過報告(抄)

【中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会(平成18年2月13日)】

はじめに

1 教育課程をめぐる現状と課題

- (1) 学校教育の目的
- (2) 現行の学習指導要領の考え方
- (3) 現行の学習指導要領下の学校教育の状況と検討課題
 - ア 子どもの学力と学習状況
 - イ 子どもの心と体の状況
 - ウ 社会の各分野からの要請
 - エ 学校教育に対する国民の意識
- (4) 学校や教育行政の在り方についての検討課題
- (5) 学校の役割と家庭・地域・社会の役割

2 教育内容等の改善の方向

- (1) 人間力の向上を図る教育内容の改善
 - 基本的な考え方
 - ア 言葉や体験などの学習や生活の基盤づくりの重視
 - イ 確かな学力の育成
 - ウ 子どもの社会的自立の推進
 - エ 社会の変化への対応
 - 具体的な教育内容の改善の方向
 - 1) 国家・社会の形成者としての資質の育成等
 - ア 国家・社会の形成者としての資質の育成
 - イ 豊かな人間性と感性の育成
 - ウ 健やかな体の育成
 - 2) 国語力、理数教育、外国語教育の改善
 - ア 国語力の育成
 - イ 理数教育の改善
 - ウ 外国語教育の改善
 - 3) 総合的な学習の時間などの改善
 - ア 総合的な学習の時間の改善
 - イ 中学校における選択教科
 - ウ 部活動の取扱い
- (2) 教育課程の枠組みの改善
 - 指導方法、授業時数の見直し等
 - ア 指導方法の改善
 - イ 授業時数の見直し
発達や学年の段階に応じた教育課程編成や指導の工夫
学校週5日制の下での学習機会の拡充

3 学校教育の質の保証のためのシステムの構築

- (1) 基本的な考え方
- (2) 学校教育の質の保証
 - ア 学習指導要領における到達目標の明確化
 - イ 情報提供その他の基盤整備の充実
 - ウ 教育課程編成に関する現場主義の重視
 - エ 教育成果の適切な評価
 - オ 評価を踏まえた教育活動の改善
- (3) 教育行政の在り方の改善

終わりに

1 教育課程をめぐる現状と課題

(1) 学校教育の目的

教育の目的は、一人一人の国民の人格形成と国家・社会の形成者の育成の2点であり、このことはいかに時代が変わろうとも普遍的なものである。

子どもたち一人一人が、人格の完成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性や能力を伸ばし、その可能性を開花させるための基礎を培うことは、学校教育の重要な役割である。また、我が国が、変動の激しいこれからの時代において、世界に貢献する品格ある文化国家として発展するためには、国家・社会の形成者として、それぞれの分野で存分に活躍することのできる基盤を、学校教育を通じて培う必要がある。教育課程の検討に当たっては、こうした目的を、グローバル化や社会の多様化等の状況の中で各学校段階の教育を通じて適切に具現化していくことが求められる。

(2) 現行の学習指導要領の考え方

急速かつ激しい変化が進行する現代の社会を、一人一人の人間が、主体的・創造的に生き抜いていくために、教育に求められているのは、子どもに、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」をはぐくむことである。

今後の社会においては、大きな歴史的変動の潮流の中で既存の枠組みの再構築が急速に進むものと考えられる。また、子どもの学習や生活の状況をめぐっては、読解力の低下、学習意欲や学習習慣が十分でないという問題、学習や職業に対する意欲、規範意識や体力の低下など様々な課題が提起されている。

こうした状況にあって学校教育の果たすべき役割を考えたとき、基礎・基本を徹底し、自ら学び自ら考える力などを育成することにより、「確かな学力」をはぐくみ、「豊かな人間性」やたくましく生きるための健康や体力なども含め、どのように社会が変化しても必要なものとなる「生きる力」の育成を進めることがますます重要となってきた。中央教育審議会には、その実現のための手立てを講じることが求められている。

(3) 現行の学習指導要領下の学校教育の状況と検討課題

イ 子どもの心と体の状況

子どもの学ぶ意欲や生活習慣の未確立、後を絶たない問題行動、規範意識や体力の低下など、教育をめぐる社会状況には深刻なものがある。

例えば、生活習慣については、「義務教育に関する意識調査」では、平日の24時以降に就寝する割合は小学校第6学年で約1割、中学校第2学年で約5割、同第3学年で約6割、毎日朝食を食べている子どもは学年が上がるにつれて低下し、小学校第4

学年で約 9 割なのが、中学校第 1 学年で約 8 割、同第 3 学年で 7 割に低下、休日にテレビやビデオ・DVD を 3 時間以上視聴する子どもは小学生で約 4 割、中学生で約 5 割となっている。

自分に自信がある子どもが国際的に見て少なく、学習や職業に対して無気力な子どもが増えている。また、人間関係をつくる力が十分でないとの指摘もある。

子どもの問題行動等の現状については、平成 16 年度においては、不登校児童生徒数、暴力行為の発生件数、いじめの発生件数が全体的には減少しているものの、小学校の暴力行為などが増加し、不登校児童生徒も依然として約 12 万人という相当数に上っている。また、平成 17 年度においても子どもによる重大な問題行動が続くなど、憂慮すべき状況にある。

子どもの心身の発達については、社会環境や生活様式の変化が、様々な影響を与えている。体力・運動能力調査の結果などから具体的には、積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化、子どもの体力低下などが深刻な問題となっているところである。

ウ 社会の各分野からの要請

現在、我々の社会は、環境問題への対処、少子・高齢社会における福祉の在り方など、持続可能な社会の発展のために、国民が参加・協力して対処すべき大きな課題に直面している。また、金融の自由化など社会や経済の各分野での規制緩和の進展に伴い、国民が自己責任を負うべき場面が増加したり、司法制度改革の一環としての裁判員制度の導入などの新しい仕組みが設けられたりしている。

こうした社会経済システムの高度化・複雑化が顕著な現代において、将来の社会を担う子どもたちには、新しいものを創り出し、より良い社会の形成に向け、主体性を持って社会に積極的に参加し課題を解決していくことができる力を身に付けることが求められる。

また、国際化、情報化、科学技術の発展の中で、社会や経済のグローバル化が急速に進展し、異なる文化・文明の共存や持続可能な発展に向けての国際協力が求められるとともに、人材育成面での国際競争も加速しており、科学技術教育や外国語教育など、学校教育においても国家戦略として取り組むべき課題の存在が指摘されている。

エ 学校教育に対する国民の意識

「義務教育に関する意識調査」では、保護者の学校に対する総合的な満足度は 70%（「とても満足している」、「まあ満足している」の計）に達している。

他方で、特に、肯定・賛成（「とてもそう思う（賛成）」、「まあそう思う（まあ賛成）」の計）が 60% を越える意見としては、「総合的な学習の時間は、教師の力量や熱意に差があり指導にばらつきが出る」（肯定 65.3%）、「年間の授業時間を増やす」（賛成

67.0%)、「放課後や土曜日、夏休みなどに補習授業を行う」(同61.4%)、「小学校から英語活動を必修にする」(同66.8%)、「将来の職業や生き方についての指導を行う」(同62.7%)、「地域での体験活動やボランティア活動を行う」(同63.7%)、「複数担任制や少人数による指導を行う」(同80.9%)などがあった。

また、文部科学省が実施したスクールミーティングでも、学習内容や授業時数の減少、基礎学力の低下や塾通いの状況が気になるといった意見があった。その一方で、子どもが外で遊ばなくなり発達に応じた遊びや体験がない、コミュニケーションが取れなくなったといった子どもの変化を指摘する声も多く、子ども同士の「群れ遊び」などの交流、あいさつ運動、マナーアップ運動が有効との意見があった。

このように学校教育に対する国民の意識は多様であるが、子どもたちがよく学びよく遊び、心身共に健やかに育つことを目指して、高い資質・能力を備えた教師が自信を持って指導することにより、「確かな学力」を確実に定着させることや将来の職業や生き方について見通しを与えることを期待するとともに、学校と家庭が連携しながら発達の状況に応じた遊びや体験をさせたり、コミュニケーション能力を育成することを求める声が多い。

(5) 学校の役割と家庭・地域・社会の役割

子どもたちを取り巻く環境の変化として、家庭や社会の教育力の低下が指摘されている。スクールミーティングの結果からは、保護者の価値観が多様化していることなどにより学校の教育活動が難しくなっているという意見や、家庭で基本的な生活習慣を身に付けさせてほしい、しつけをしっかりとってほしいという意見が多く示された。

学力の向上をはじめ子どもの健全な育成のためには、睡眠時間の確保、食生活の改善、家族のふれあいの時間の確保など、生活習慣の改善が不可欠である。子どもの育成の第一義的責任は家庭にあり、教育における保護者の責任を明確化することが必要である。

大人が家庭や地域で子どもの教育に十分役割を果たせるようにするためには、大人の働き方の問題がかかわっており、企業の協力も必要である。男女共同参画社会において、子育てと職業が両立できるようにするための行政や企業の取組や環境づくりが求められる。

他方、今日、朝食をとっていない子どもの問題など、家庭や地域の教育力が依然として不十分な現状、あるいは今後更にそれらの教育力が低下する懸念、格差拡大の懸念などを背景として、学校と家庭、地域との役割分担の在り方が改めて議論されている。

教育課程部会においては、本来家庭や地域が果たすべき機能を学校に持ち込むのではなく、家庭や地域がその責任を果たすことが必要であるとの意見、家庭の教育力が低下しているからといって学校の役割を拡大しても、子どもの心の満足は得られず、家庭の教育力は学校で代替できる性質のものではないとの意見などがある。

特に、心と体の育成については、家庭教育の自覚が強く求められる。「早寝早起き朝

ごはん」といった提案を出発点として、家庭教育の充実を具体的に進めていく必要がある。

この点については、後述するように、学校教育の到達目標を明確にする際に、基本的な生活習慣などについて家庭教育で取り組むべき目標を示していく必要があるのではないかとの意見があった。

地域社会の大人の役割も重要である。学校外の人材（地域の人材や専門家など）が、地域の子どもの教育や学校教育に積極的に参画することが求められる。

学校は、教育の専門機関として、「確かな学力」の育成などを通じて、国家・社会の形成者の育成について大きな責務を担うものであり、この役割を徹底して果たすことが望まれる。

家庭や地域における子どもの実態に目を向けたとき、本来、家庭が第一義的な責任を負うべき問題についても、教育機関としての学校、教育者としての教師が、その補完的な機能を果たしている、また果たさざるを得ない現状がある。社会や行政は、こうした現実を直視し、必要な協力や支援を行うことが求められる。

2 教育内容等の改善の方向

(1) 人間力の向上を図る教育内容の改善

基本的な考え方

ア 言葉や体験などの学習や生活の基盤づくりの重視

現行学習指導要領の総則では、「生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない」とされている。

教育に求められているのは、生涯にわたる学習の基礎を培うという観点に立って、子どもに基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力（確かな学力）自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性（豊かな心）、たくましく生きるための健康や体力（健やかな体）などの「生きる力」をはぐくむことである。

教育課程部会においては、教育課程の構造を明確化することが、学校教育の目的や目標を実現する基本的な手立てとなるのではないかとの考えの下、「確かな学力」や「生きる力」の育成に関する議論を整理し、その実現のための道筋を示そうと取り組んでいる。

義務教育答申においては、学習指導要領全体の見直しについて、例えば、次のような点を重視する必要があるとしている。

- ・ 「読み・書き・計算」などの基礎・基本を確実に定着させ、教えて考えさせる教育を基本として、自ら学び自ら考え行動する力を育成すること
- ・ 将来の職業や生活への見通しを与えるなど、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させる教育を充実し、学ぶ意欲を高めること
- ・ 家庭と連携し、基本的な生活習慣、学習習慣を確立すること
- ・ 国際社会に生きる日本人としての自覚を育てること

この四つの点は互いに密接に関連しており、一体となった体系的な指導がなされてこそ効果が上がると考えられる。「豊かな心」と「健やかな体」をはぐくむことは学習への意欲を生み出し、「確かな学力」の育成につながる。また、「確かな学力」の育成は、将来の職業や生活の基礎を培うものであり、他の人々とともに豊かな人生を生きる力へとつながるものである。

子どもの心と体や学習の状況を見ると、「生きる力」を育てるためには、まずは、生活習慣、学習習慣、読み・書き・計算など、学習や生活の基盤を培うことが重要である。そして、将来の職業や生活への見通しを与える、国際社会に生きる日本人としての自覚を育てるなど、実生活を視野に入れて、学習や生活の目標を持たせることが重要である。子どもの発達の段階に応じて、こうした学習や生活の基盤づくりを重視する必要がある。

その際、言葉を重視することが大切であるとの意見、体験を充実することが重要であるとの意見が数多く示されている。

言葉は、「確かな学力」を形成するための基盤であり、生活にも不可欠である。言葉は、他者を理解し、自分を表現し、社会と対話するための手段であり、家族、友だち、学校、社会と子どもとをつなぐ役割を担っている。言葉は、思考力や感受性を支え、知的活動、感性・情緒、コミュニケーション能力の基盤となる。国語力の育成は、すべての教育活動を通じて重視することが求められる。

体験は、体を育て、心を育てる源である。子どもには、生活の根本にある食を見直し、その意義を知るための食育から始まり、自然や社会に接し、生きること、働くことの尊さを実感する機会を持たせることが重要である。生活や学習の良い習慣をつくり、気力や体力を養い、知的好奇心を育てること、社会の第一線で活躍する人々の技や生き方に触れたり、自分なりの目標に挑戦したりする体験を重ねることは、子どもの成長にとって貴重な経験となることが指摘されている。

学習や生活の基盤づくりを進めていくためには、学校の教育内容及び教育方法について、実生活と一層意識的に関係付ける必要がある。具体的には、発達の段階に応じて、自然体験、社会体験、職場体験、文化体験等の適切な機会を設定することが求められる。身近な実生活とのかかわりの中で、実感を持って各教科等の知識や技能を習得できるようにすることが重要である。また、その知識や技能を実生活において生かしていくという視点を持たせることも重要である。

教育と社会との連携は学校教育の側からのみ語られるべきものではない。家庭や社会の側においては、生活習慣の確立を図ることや、子どもに身近な人々とのかかわりを実感させ、豊かな社会的経験を得させることが必要である。そのためには、家庭教育の充実を図っていくことや学校外の人材（地域の人材や専門家など）が学校教育や地域での教育活動に参画することが重視されなければならない。家庭での学習課題を工夫し生活や学習の良い習慣づくりを支援することや、家庭や地域での体験的な学習、主体的な学習を学校でも積極的に評価することなどを検討していく必要がある。

（「人間力」の向上）

現行学習指導要領が目標としている「生きる力」を実社会や実生活との関係でより具体化し、社会との関係で学校教育に求められているものは何かについて、学校と社会との間の共通認識を形成することが重要である。

教育課程部会では、例えば、「将来的に国民として自立し、納税や勤労の義務を果たせるようになることが義務教育の最大の到達目標」といった意見に見られるように、学校教育の目指すべきものとして、子どもの社会的自立、職業的自立を重視することが求められているとの意見が示されている。

こうした考え方を踏まえて、社会の側からの視点、国際的な通用性の視点も参考しつつ、学校教育の目標を整理し、教育課程の構造を明確化する作業を行っている。学校や教師が力を入れて取り組む方向を明確にすることで、学校力、教師力を十分に発揮できるように支援することとしたい。

社会の側からの視点としては、内閣府人間力戦略研究会の「人間力戦略研究会報告書」（平成15年4月）を基にした「人間力」という考え方、文部科学省の「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書（児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために）」（平成16年1月）で示されている「職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組み（例）」などがある。

国際的な通用性という視点としては、「OECD生徒の学習到達度調査」（PISA調査）の概念的な枠組みの基本であるOECDの「主要能力（キー・コンピテンシー）」という考え方がある。

例えば、上記の内閣府の研究会の報告によれば、「人間力」は、知的能力的要素、社会・対人関係力的要素、自己制御的要素などで構成されており、自立した一人の人間として生きていくための総合的な力を育成することを目指すという意味において、「生きる力」と同じ趣旨のものである。

この「人間力」という考え方をを用いることは、現実の社会で大人がどのように生き、そこでは何が必要とされるのかを見せることによって、学ぶことの意義を子どもたちに伝え、何のために学ぶのかという目的意識を明確にすることをねらいとしている。こうした視点から学校教育を見直してみることによってその足らざるところを補い、より充実したものに改善していこうとするものである。

これまでのところ、具体的には、例えば、

- ・ 主体性・自律性
(例) 自己理解(自尊)・自己責任(自律)、健康増進、意思決定、将来設計
- ・ 自己と他者との関係
(例) 協調性・責任感、感性・表現、人間関係形成
- ・ 個人と社会との関係
(例) 責任・権利・勤労、社会・文化・自然理解、言語・情報活用、知識・技術活用、課題発見・解決

などの構成要素に整理することができるのではないかと検討を行っている。

この場合において、「個人と社会との関係」ということをとらえるに当たっては、政治経済や産業という観点に偏ることなく、文化や生活という観点も重要である。また、グローバル化が進展する中で、社会・国家のみならず国際社会に積極的に参加し、その発展に貢献していくとの視点も重要である。自国の社会、文化、伝統への理解を図り、国際社会に生きる日本人としての自覚を育てることが重要である。

なお、ここでは、実社会とのかかわりの中で、「生きる力」をより具体化し発展させるという観点から、「人間力」という考え方をを用いて見直しを行っているが、今後も、学校教育において「生きる力」を育成することが重要であることに変わりはない。

ウ 子どもの社会的自立の推進

子どもの社会的自立を推進するに当たっては、上記で記した「確かな学力」の育成とともに、「豊かな心」と「健やかな体」をはぐくみ、社会的自立の基礎を培うことが、その基盤となる。学力の低下傾向の一つの原因として、子どもの学習意欲や学習習慣の問題が指摘されている。

(豊かな心と健やかな体をはぐくみ、社会的自立の基礎を培う)

今日、子どもたちは、社会と豊かにかかわる機会を持てなくなりつつある。子どもが、大人とかかわる機会は、本来、家庭や地域において、自然に恵まれるものであるが、今日、学校教育がそのきっかけづくりをすることが求められている。人と人との交流の様々な場面、家庭、地域社会、国家、ひいては国際社会に至るまで、その一員としての自覚(具体的には、協調性、責任感、権利、勤労など)を身に付けることが重要である。また、社会的事象を考えるために必要な科学的な知識を身に付けることが求められる。

子どもたちに、基本的な生活習慣を確立させるとともに、遵法意識をはじめとする社会生活を送る上で人間として持つべき最低限の規範意識を青少年期に確実に身に付けさせることが重要である。その際、人間としての尊厳や健全な倫理観などの道徳性を養い、それを基盤として、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることが大切である。また、生涯にわたって芸術に親しむ態度を育成するとともに、他者の気持ちを理解したり、人生をより豊かなものとするため、感性や想像力、表現力の育成も重要な課題である。

子どもたちの体力の低下が懸念される中で、人間の心の発達・成長を支え、人として創造的な活動をするために、幼いころから体を動かし、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成するとともに、心身の健康の保持・増進のために必要な知識、習慣や生活を改善する力を身に付けさせることが求められる。また、子どもの生活の安全・安心に対する懸念が広まっており、安全教育の充実も課題である。

(個性や能力を伸ばし、主体性・自律性を育成する)

我が国の子どもは、国際的に見て自尊感情に乏しいとの指摘がある。同時に、規範意識の低下やいわゆるキレる子どもの存在など自己統制の面での課題も指摘されており、自己実現を目指す自立的な人間の育成が課題である。

とりわけ、主体性や自律性の育成は、人格の形成や自己実現を目指す上で核となるものであり、人間関係や社会参画の基盤となる重要な要素でもある。

この場合において、自己理解(自尊・自己肯定)の考え方と自己責任(自律・自己統制)の考え方を調和の取れた形で総合的に身に付けさせていくことが課題である。

「確かな学力」を育成する上でも、このことは重要である。例えば、学習を進める上では、知的好奇心を働かせることや学ぶことの楽しさを味わうことが基本となるが、同時に、学習目標を設定してその実現のために忍耐力を持って粘り強く取り組むことも必要である。

知的好奇心や夢を大切にしながら、学校生活や家庭生活・社会生活全体を通じて、子どもが実体験を重ね達成感を得ていく中で、人生や生活を前向きにとらえる姿勢や目標の実現に向けて努力を重ねる態度を身に付けさせたい。

夢と現実とを結ぶためには、夢を目標に、目標を計画に具体化してそれを現実のものとする、そういう機会を学校の教育活動全体を通じて数多く経験させることが重要であるとの指摘がある。

また、夢と現実とが異なる場合に、現実を忌避するのではなく、自らがやるべきこと、やれることを誠実にやり、夢や目標に近づくために計画を立て少しずつでも前進する気持ちが大切であるとの意見もある。

学習・生活の両面にわたって、目標を立て、それに挑戦し、試行錯誤を重ねながら、達成する体験を重視する必要がある。

具体的な教育内容の改善の方向

文部科学大臣からは、教育内容の改善の観点として、「社会の形成者としての資質の育成」、「豊かな人間性と感性の育成」、「健やかな体の育成」、「国語力の育成」、「理数教育の改善充実」、「外国語教育の改善充実」という六つの観点が示された。

これらの観点については、各教科等ごとの専門部会において専門的な議論を行っている。

1) 国家・社会の形成者としての資質の育成等

教育の目的は、国民の人格の形成と国家・社会の形成者の育成にある。また、子どもたちの健やかな心と体の育成も重要な課題である。学校生活を通じて社会性や集団性を育成すること、健康で安全に生活できる能力を身に付けさせること、子どもたちの創造性や体力をはぐくむ教育活動の充実を図ることが必要である。

ここでは、今回の審議において具体的な手立てを講ずる必要があると考えられる、子どもたちに身に付けさせようとする資質・能力の育成、知識・技能の確実な定着、といった課題を軸に各教科等ごとに議論を行い意見を整理している。

ア 国家・社会の形成者としての資質の育成

(資質・能力の育成)

自分たちの力でより良い国づくり、社会づくりに取り組むことは、民主主義社会における国民の責務である。また、大人の世代から子どもの世代へと文化や伝統を継承していくことは教育の重要な役割である。さらに、現代社会のグローバル化の進展を考えると、世界の地域的枠組みを踏まえて異文化を理解し国際貢献をすることのできる国際社会に生きる日本人としての自覚を育てることも重要である。

日本人あるいは社会人としての素養を身に付ける必要がある。そのためには、我が国の伝統、文化、歴史に関する教育が重要である。これらは、我が国の伝統、文化、歴史の継承・発展の基礎である。

少子化に伴う人口減少社会となる21世紀を生きる子どもたちには、例えば、自他の権利を尊重して義務を果たす、社会・国家・国際社会に積極的に参加し、その発展に貢献するなどの資質・能力を身に付けることが期待される。

社会科、家庭科、技術・家庭科などの教科においては、社会や家庭生活を客観的な視点から理解するための具体的な資質・能力を育成することが求められる。例えば、家庭の一員として衣食住や消費、技術活用などの生活を自分で管理・工夫できること、身近な人々と協調性を持って責任ある行動をとることができること、子育ての大切さや親の役割を理解し行動できること、社会的な見方や考え方を身に付けること、各種の資料や新聞記事などから必要な情報を読み取ることができること、社会的事象について調べたり発表したりできること、自分の考えやその根拠を具体的・論理的に説明できること、などが重要である。

このような教育を通して、民主主義社会、経済社会、あるいは家庭、地域や学校の一人として主体的・文化的な生活を送るとともに、職業生活についての前向きな見通しを持ち、社会、国家、ひいては国際社会を理解し、そこに積極的に参加し貢献していく意欲を育てることが求められる。

近年、ニートの問題など若者たちの社会とかかわろうとする意欲に低下が見られる中で、働くことに対する実感的な理解を深めることが大切であり、各教科等を通じて、協調性や責任感など他者とかかわる力の育成、社会生活の中での責任や勤労などの観念の理解・定着を図る必要がある。

具体的には、小学校・中学校・高等学校を通じて、奉仕体験、長期宿泊体験、自然体験、文化芸術体験、職場体験、就業体験（インターンシップ、デュアルシステム）などの体験活動を計画的・体系的に推進することが必要である。特に、ニートの問題が指摘される中、キャリア教育の推進が求められている。例えば、中学校において5日間以上の職場体験を行う「キャリア・スタート・ウィーク」などを通じて社会や職業を体験させ、生活や人生の実感を持たせることが重要であり、このことが学習意欲の喚起や自尊感情の形成につながる。

今日、子どもたちが社会の変化に主体的に対応できるようにするためには、情報、環境、法や経済などに関する教育の充実が求められている。また、科学技術教育については、理数教育の改善（後述）を図るとともに、科学が発達し様々な技術が活用される社会において、科学技術と社会との関わりについて、安全、リスク等の問題も含めて理解させること、ものづくりなどを通して技術を適切に評価し、管理できる力を育てることが重要である。

（知識・技能の定着）

知識・技能の側面では、社会や家庭生活を客観的な視点から理解するための基礎的・基本的な知識・技能を身に付けることが必要である。

国家・社会の成り立ちや機能、地域構成などを理解させるために必要な基本的な事項、例えば、都道府県の位置と名称や我が国の領土など国土の地域構成、主な国々の名称や世界の地域構成、我が国の産業や歴史の年代の表し方や時代区分、日本国憲法の基本的な原則などを確実に定着させることが重要である。

衣食住の基礎的・基本的な知識、例えば、栄養素の基本的な働きなどを確実に定着させることや、技術を理解するために必要となる社会や環境との関係や技術の価値（知的財産等）などについて知ることも重要である。

例えば、地図帳を用いて地名を検索できること、相手に応じた接し方ができること、法や社会のルールをしっかりと守ることの重要性を認識すること、マナーの基本を理解し身に付けていること、日常の衣食住、情報機器や道具の適切な活用、家庭生活・経済生活に関する基本的な技能、特に食育の充実が求められる中で、食の重要性を理解し基本的な調理の技能を身に付けることなどが期待される。

民主主義や法、自他の権利と義務、公正さといった基本的な概念について体験的に理解することが、実生活への活用を視野に入れた場合、特に重要であると考えられる。例えば、学校や学級での集団生活の中で、正義や公正さを重んじて身近なトラブルを解決していく態度や実践などが期待される。

情報、環境、法や経済など社会の変化に伴って国家・社会の形成者として新たに必要とされる知識・技能の定着のための教育については、学校外の人材や学習機会を有効に活用し、各教科等の関係部分を相互に関連付けながら理解させることが重要である。

イ 豊かな人間性と感性の育成

(資質・能力の育成)

社会の激しい変化の中で、子どもが、「豊かな人間性」を持ち感性を高めながら主体的に生きていくことができるようにすることが重要である。そのためには、社会の中で主体的に生きるための基本となる価値観や自主的・実践的態度を形成するとともに、豊かな情操を養う必要がある。

子どもの実情を踏まえると、自他の生命を尊重し、学習や生活などに前向きに取り組む力を育てることを重視し、その前提となる健全な自尊感情や人間関係を築く力などを高めることが求められる。

具体的には、幼児教育の段階から、人生や身近な人々との生活をより豊かなものとするために、集団活動を通して自分自身のよさや個性を見いだすこと、学びや生活の目標を立てたり、その実現に向けて粘り強く取り組んだりすること、弱いものいじめをしないなど他者を思いやる気持ちを持ったり、他者に感謝したり、協力したりする態度や実践が重要である。

学校と家庭との連携を密にして、子どもに対して、「早寝早起き朝ごはん」など正しい生活リズムを持たせるなど、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会生活を送る上で人間として持つべき最低限の規範意識を青少年期に確実に身に付けさせることが重要である。

あいさつや社会的マナー、他者の痛みを理解する心、感情を適切な方法で表現する力など人間関係を形成するために必要な力を育てるとともに、将来を見通して主体的に判断し、適切に行動できる能力を育てることが必要である。

また、自然や芸術、人間の気高い行動などのよさや美しさを子どもが感じ取ること、感じ取ったことを基に自分の思いや意図を持って言葉や歌、絵、身体などで創造的に表現することが求められる。

このような教育を通して、人生についての前向きな見通しや他者への思いやりを持って、身近な人々との豊かなかかわりを築くことができるようにすることが求められる。また、自然や美しいものなど人間の力を超えた崇高なものに対する畏敬の念を持つことも重要である。

道徳においては、例えば、自尊感情を持って自分自身を大切にする「自助」、社会の中で助け合って生きる「共助」、そして充実した人生を実現するといった順序立てが必要なのではないか。人間の尊厳と自尊感情を基盤にして、主体的に自己実現をすることを重視する必要がある。

自尊感情を肥大化させないようバランスが必要ではないか。人のものを盗んではいけないなど基本的な内容は、十分に教えることが大切である。健全な倫理観などの育成について発達の段階等を踏まえて、適切に指導内容を設定する必要がある。

発達や学年の段階に応じた指導に関しては、心身の急激な変化の中でストレスを感じることの多い中学校期において、例えば、道徳の時間の取組と体験活動（特別活動等）とをより関連付けた指導などの充実が重要ではないかと考えられる。

特別活動においては、生活を改善する話し合い活動、異年齢の集団活動、社会体験活動が重要である。その際、発達の段階に応じて内容を系統的に示すことが必要ではないか。キャリア教育で、好きなことを探すだけでは働く意欲に結び付かない面があるので、生きる力、働く力に結び付ける取組が必要と考えられる。

音楽、図画工作、美術などにおいては、感性を高め、思考・判断し、表現するという一連のプロセスを働かせる力、主題を発想し、構想を立て、創意工夫をしながら創作活動を行ったり、作品を評価したりする力が重要である。

一人一人の子どもが人間として成長・発達していく過程を大切にしながら、豊かな人生を形成していくために、想像力を働かせて自分の思いをかたちにしていくことが必要である。

表現する楽しさや喜びを味わうことを通して、生涯にわたって音楽や美術などに親しむ態度を育成することが大切である。また、芸術文化のよさを味わったり、生活や社会に生かしたり豊かにしたりする態度や実践も重要である。特に、鑑賞は創造行為であり、自分なりの意味、新しい美、自分を発見するなどを大切にする必要がある。

「豊かな人間性」や感性の育成については、例えば、算数・数学においてねばり強く考え抜くことによる達成感や自信が自尊感情をはぐくむ上で重要であるなど、各教科等を横断して、学校教育活動全体で自覚的に図っていくことが求められる。

このことは、我が国の強みであるものづくりを支える緻密さへのこだわりや「もったいない」という考え方など日本人の伝統的な感性についても同様である。

(知識・技能の定着)

人間や文化・芸術の美しさや尊さ、生命のかけがえのなさなどについては、単に事柄としての知識だけではなく、実体験を通して実感的な理解を持つ必要がある。

このため、例えば、乳幼児や人生の先輩たちと触れ合ったり、医師や看護師などから生命に関する話を聞く機会を持ったりすることが重要である。

幼いころから国民が広く親しんでいる文章や詩歌を音読したり暗唱したり長い間親しまれてきたうたを歌ったり、自然や作品の形や色の美しさを感じたりするなどして実感を持って理解することが重要である。

「教育再生会議第2次報告」(抄)及び「経済財政改革の基本方針2007」(抄)
(道徳教育関係)

教育再生会議第2次報告(平成19年6月1日)(抄)

「4つの対応」

(2) 徳育の充実

徳育を「新たな枠組み」により、教科化し、多様な教科書・教材を作成(多様なものを認め、選択)(注:「点数評価なし」「担当は学級担任」とする)

【平成19年度中に学習指導要領などの改訂】

・心と体—調和の取れた人間形成を目指す

提言1 全ての子供たちに高い規範意識を身につけさせる

【徳育を教科化し、現在の「道徳の時間」よりも指導内容、教材を充実させる】

国は、徳育を従来の教科とは異なる新たな教科と位置づけ、充実させる。

・全ての学校・教員が、授業時間を確保して、年間を通じて計画的に指導するようにする。

・徳育は、点数での評価はしない。

・教材については、多様な教科書と副教材をその機能に応じて使う。その際、ふるさと、日本、世界の偉人伝や古典などを通じ、他者や自然を尊ぶこと、芸術・文化・スポーツ活動を通じた感動などに十分配慮したものが使用されるようにする。

・担当教員については、小学校では学級担任が指導することとし、中学校においても、専門の免許は設けず、学級担任が担当する。特別免許状の制度なども活用し、地域の社会人や各分野の人材が教壇に立つことを促進する。

国は、脳科学や社会科学など関連諸科学と教育との関係について基礎的研究を更に進めるとともに、それらの知見も踏まえ、子供の年齢や発達段階に応じて教える徳目の内容と方法について検討、整理し、学校教育に活用することについて検討する。

国語や社会科、音楽、美術、体育、総合的な学習の時間なども関連付けて、広く徳育を充実する。

経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)(抄)

第4章 持続的で安心できる社会の実現

2. 教育再生

【改革のポイント】

2. 徳育を「新たな枠組み」により、教科化し、多様な教科書・教材を作成する。

【具体的な手段】

(2) 心と体の調和の取れた人間形成

すべての子どもたちに高い規範意識を身につけさせる取組

徳育を教科化し、現在の「道徳の時間」よりも指導内容、教材を充実。

「教育再生会議第2次報告」(抄)及び「経済財政改革の基本方針2007」(抄)
(体験活動関係)

教育再生会議第2次報告(平成19年6月1日)(抄)

「4つの対応」

(2) 徳育の充実

小学校で1週間の自然体験、中学校で1週間の社会体験、高等学校で奉仕活動を必修化。【平成19年度中に学習指導要領などの改訂】

・心と体—調和の取れた人間形成を目指す

提言2 様々な体験活動を通じ、子供たちの社会性、感性を養い、視野を広げる。

【全ての子供に自然体験(小学校で1週間)、社会体験(中学校で1週間)、奉仕活動(高等学校で必修化)を】

学校は、子供たちの成長段階や地域の実情を踏まえ、全ての学校段階において体験・奉仕活動を実施する。国、地方自治体は、必要な援助を行い、条件を整備する。

- ・小学校で、1週間の集団宿泊体験や自然体験・農林漁業体験活動を実施。
- ・中学校で、1週間の職場体験活動を実施。
- ・高等学校で、奉仕活動を必修化。

学校は、子供たちの勤労観・職業観を育成するためのキャリア教育を強化する。国、教育委員会は、専門高校、専修学校等が地域社会と連携して行う特色ある職業教育の取組を積極的に支援する。

国、地方自治体は、スポーツ団体の参加の促進、総合型地域スポーツクラブの整備、ボーイスカウト・ガールスカウト活動との連携などにより、学校教育や地域のスポーツ活動を促進する。教育委員会は、スポーツリーダーバンク(スポーツ指導者を登録・紹介する仕組み)の活用を含め、指導者の活動を支援する。また、音楽、美術、演劇、伝統芸能など、学校教育や地域社会における文化・芸術活動を促進する。

学校、教育委員会は、都市と地方の子供たちの交流を深めるため、姉妹校の提携を促進する。

経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)(抄)

第4章 持続的で安心できる社会の実現

2. 教育再生

【改革のポイント】

2. 小学校で1週間の自然体験、中学校で1週間の社会体験を実施し、高等学校で奉仕活動を必修化する。

【具体的な手段】

(2) 心と体の調和の取れた人間形成

体験活動の推進

すべての子どもが自然体験(小学校で1週間)、社会体験(中学校で1週間)、奉仕活動(高等学校で必修化)を経験、そのための指導者の活動支援、専門高校や専修学校等が地域社会と連携して行う特色のある職業教育の取組の積極的支援。

現行の小学校・中学校・高等学校の道德教育及び特別活動

道德教育について

1 道德教育の意義

道德教育は、児童生徒が人間としての在り方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基盤となる道德性を育成するためのもの。

2 学校教育における道德教育の位置付け

【小・中学校】

道德教育 学校の教育活動全体を通じて行う。(国語、社会、算数、数学、理科、生活、音楽、図画工作、美術、家庭、技術・家庭、体育、保健体育、特別活動、総合的な学習の時間等)

道德の時間 学校教育活動全体を通じて行う道德教育を補充、深化、統合するため、計画的、発展的な指導を行う。

< 小学校 >

学年	年間総授業 時数の標準
第1学年	3 4
第2学年	3 5
第3学年	3 5
第4学年	3 5
第5学年	3 5
第6学年	3 5

< 中学校 >

学年	年間総授業 時数の標準
第1学年	3 5
第2学年	3 5
第3学年	3 5

【高等学校】

道德教育 「公民科」や「特別活動」のホームルーム活動を中心に学校の教育活動全体を通じて行う。

3 小・中学校における道德の内容

「主として自分自身に関すること」

望ましい生活習慣を身に付ける、着実にやり抜く強い意志をもつ、よいことと悪いことの区別をする、真理を愛する、自己の向上を図る など

「主として他の人とのかかわりに関すること」

礼儀正しくする、思いやりの心をもつ、互いに励まし合う、それぞれの個性や立場を尊重する など

「主として自然や崇高なもののかかわりに関すること」

自然を愛護し、美しいものに感動する、人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつ、かけがえのない自他の生命を尊重する など

「主として集団や社会のかかわりに関すること」

役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める、法やきまりを遵守する、公平、公正にする、勤労の尊さを理解する、郷土や国家の発展に努める、世界の平和と人類の幸福に貢献する など

「道徳の内容」の学年段階・学校段階の一覧表

小学校第1学年及び第2学年	小学校第3学年及び第4学年	小学校第5学年及び第6学年	中学校
1 主として自分自身に関すること			
<p>(1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。</p> <p>(2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。</p> <p>(3) よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う。</p> <p>(4) うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活する。</p>	<p>(1) 自分でできることは自分でやり、節度のある生活をする。</p> <p>(2) よく考えて行動し、過ちは素直に改める。</p> <p>(3) 自分でやろうと決めたことは、粘り強くやり遂げる。</p> <p>(4) 正しいと思うことは、勇気をもって行う。</p> <p>(5) 正直に、明るい心で元気よく生活する。</p>	<p>(1) 生活を振り返り、節度を守り節制に心掛ける。</p> <p>(2) より高い目標を立て、希望と勇気をもってくじけないで努力する。</p> <p>(3) 自由を大切に、規律ある行動をする。</p> <p>(4) 誠実に、明るい心で楽しく生活する。</p> <p>(5) 真理を大切に、進んで新しいものを求め、工夫して生活をよりよくする。</p> <p>(6) 自分の特徴を知って、悪い所を改めよい所を積極的に伸ばす。</p>	<p>(1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。</p> <p>(2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。</p> <p>(3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。</p> <p>(4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。</p> <p>(5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。</p>
2 主として他の人とのかかわりに関すること			
<p>(1) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。</p> <p>(2) 身近にいる若い人や高齢者に温かい心で接し、親切にする。</p> <p>(3) 友達と仲よくし、助け合う。</p> <p>(4) 日ごろ世話になっている人々に感謝する。</p>	<p>(1) 礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。</p> <p>(2) 相手のことを思いやり、親切にする。</p> <p>(3) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。</p> <p>(4) 生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接する。</p>	<p>(1) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。</p> <p>(2) だれに対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にする。</p> <p>(3) 互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合う。</p> <p>(4) 謙虚な心をもち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にする。</p> <p>(5) 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。</p>	<p>(1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。</p> <p>(2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し感謝と思いやりの心をもつ。</p> <p>(3) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。</p> <p>(4) 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。</p> <p>(5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、謙虚に他に学ぶ広い心をもつ。</p>
3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること			
<p>(1) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。</p> <p>(2) 生きることを喜び、生命を大切にすることをもち。</p> <p>(3) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。</p>	<p>(1) 自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にする。</p> <p>(2) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。</p> <p>(3) 美しいものや気高いものに感動する心をもつ。</p>	<p>(1) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にする。</p> <p>(2) 生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。</p> <p>(3) 美しいものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつ。</p>	<p>(1) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。</p> <p>(2) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。</p> <p>(3) 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きること喜びを見いだすように努める。</p>
4 主として集団や社会とのかかわりに関すること			
<p>(1) みんなが使う物を大切に、約束やきまりを守る。</p> <p>(2) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。</p> <p>(3) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくする。</p> <p>(4) 郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。</p>	<p>(1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。</p> <p>(2) 働くことの大切さを知り、進んで働く。</p> <p>(3) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる。</p> <p>(4) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級をつくる。</p> <p>(5) 郷土の文化と伝統を大切に、郷土を愛する心をもつ。</p> <p>(6) 我が国の文化と伝統に親しみ、国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化に関心をもつ。</p>	<p>(1) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。</p> <p>(2) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切に、進んで義務を果たす。</p> <p>(3) だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。</p> <p>(4) 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。</p> <p>(5) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする。</p> <p>(6) 先生や学校の人々への敬愛を深め、みんなで協力し合いよりよい校風をつくる。</p> <p>(7) 郷土や我が国の文化と伝統を大切に、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。</p> <p>(8) 外国の人々や文化を大切にする心をもち、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。</p>	<p>(1) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。</p> <p>(2) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。</p> <p>(3) 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。</p> <p>(4) 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。</p> <p>(5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。</p> <p>(6) 父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。</p> <p>(7) 学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。</p> <p>(8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。</p> <p>(9) 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。</p> <p>(10) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。</p>

特別活動について

1 特別活動の目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

2 学校教育における特別活動の内容

小学校	中学校	高等学校
A 学級活動 (1)学級や学校の生活の充実と向上に関する事。 (2)日常の生活や学習の適応及び健康や安全に関する事。	A 学級活動 (1)学級や学校の生活の充実と向上に関する事。 (2)個人及び社会の一員としての在り方、健康や安全に関する事。 (3)学業生活の充実、将来の生き方と進路の適切な選択に関する事。	A ホームルーム活動 (1)ホームルームや学校の生活の充実と向上に関する事。 (2)個人及び社会の一員としての在り方生き方、健康や安全に関する事。 (3)学業生活の充実、将来の生き方と進路の適切な選択決定に関する事。
B 児童会活動	B 生徒会活動	B 生徒会活動
C クラブ活動		
D 学校行事 (1)儀式的行事 (2)学芸的行事 (3)健康安全・体育的行事 (4)遠足・集団宿泊的行事 (5)勤労生産・奉仕的行事	C 学校行事 (1)儀式的行事 (2)学芸的行事 (3)健康安全・体育的行事 (4)旅行・集団宿泊的行事 (5)勤労生産・奉仕的行事	C 学校行事 (1)儀式的行事 (2)学芸的行事 (3)健康安全・体育的行事 (4)旅行・集団宿泊的行事 (5)勤労生産・奉仕的行事

3 特別活動の授業時数(学級活動、ホームルーム活動)

< 小学校 >

< 中学校 >

< 高等学校 >

学年	年間総授業時数の標準	学年	年間総授業時数の標準	原則として、年間 35単位時間以上。
第1学年	34	第1学年	35	
第2学年	35	第2学年	35	
第3学年	35	第3学年	35	
第4学年	35			
第5学年	35			
第6学年	35			

なお、児童会活動・生徒会活動、クラブ活動及び学校行事については、内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとされている。

第1章 総 則

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道德教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德の時間をはじめとして各教科、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。

道德教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道德性の育成が図られるよう配慮しなければならない。

第3章 道 徳

第1 目 標

道德教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道德的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道德性を養うこととする。

道德の時間においては、以上の道德教育の目標に基づき、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間における道德教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道德的価値の自覚を深め、道德的実践力を育成するものとする。

第2 内 容

〔第1学年及び第2学年〕

- 1 主として自分自身に関すること。
 - (1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。
 - (2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。
 - (3) よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う。
 - (4) うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活する。
- 2 主として他の人とのかかわりに関すること。
 - (1) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。
 - (2) 身近にいる幼いや高齢者に温かい心で接し、親切にする。
 - (3) 友達と仲よくし、助け合う。
 - (4) 日ごろ世話になっている人々に感謝する。
- 3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。
 - (1) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。
 - (2) 生きることを喜び、生命を大切にすることを学ぶ。
 - (3) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。

- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。
 - (1) みんなが使う物を大切にし，約束やきまりを守る。
 - (2) 父母，祖父母を敬愛し，進んで家の手伝いなどをして，家族の役に立つ喜びを知る。
 - (3) 先生を敬愛し，学校の人々に親しんで，学級や学校の生活を楽しくする。
 - (4) 郷土の文化や生活に親しみ，愛着をもつ。

〔第3学年及び第4学年〕

- 1 主として自分自身に関すること。
 - (1) 自分でできることは自分でやり，節度のある生活をする。
 - (2) よく考えて行動し，過ちは素直に改める。
 - (3) 自分でやろうと決めたことは，粘り強くやり遂げる。
 - (4) 正しいと思うことは，勇気をもって行う。
 - (5) 正直に，明るい心で元気よく生活する。
- 2 主として他の人とのかかわりに関すること。
 - (1) 礼儀の大切さを知り，だれに対しても真心をもって接する。
 - (2) 相手のことを思いやり，親切にする。
 - (3) 友達と互いに理解し，信頼し，助け合う。
 - (4) 生活を支えている人々や高齢者に，尊敬と感謝の気持ちをもって接する。
- 3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。
 - (1) 自然のすばらしさや不思議さに感動し，自然や動植物を大切にする。
 - (2) 生命の尊さを感じ取り，生命あるものを大切にする。
 - (3) 美しいものや気高いものに感動する心をもつ。
- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。
 - (1) 約束や社会のきまりを守り，公德心をもつ。
 - (2) 働くことの大切さを知り，進んで働く。
 - (3) 父母，祖父母を敬愛し，家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる。
 - (4) 先生や学校の人々を敬愛し，みんなで協力し合って楽しい学級をつくる。
 - (5) 郷土の文化と伝統を大切にし，郷土を愛する心をもつ。
 - (6) 我が国の文化と伝統に親しみ，国を愛する心をもつとともに，外国の人々や文化に関心をもつ。

〔第5学年及び第6学年〕

- 1 主として自分自身に関すること。
 - (1) 生活を振り返り，節度を守り節制に心掛ける。
 - (2) より高い目標を立て，希望と勇気をもってくじけないで努力する。
 - (3) 自由を大切にし，規律ある行動をする。
 - (4) 誠実に，明るい心で楽しく生活する。
 - (5) 真理を大切にし，進んで新しいものを求め，工夫して生活をよりよくする。
 - (6) 自分の特徴を知って，悪い所を改めよい所を積極的に伸ばす。
- 2 主として他の人とのかかわりに関すること。
 - (1) 時と場をわきまえて，礼儀正しく真心をもって接する。
 - (2) だれに対しても思いやりの心もち，相手の立場に立って親切にする。
 - (3) 互いに信頼し，学び合って友情を深め，男女仲よく協力し助け合う。
 - (4) 謙虚な心もち，広い心で自分と異なる意見や立場を大切にする。
 - (5) 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し，それにこたえる。

3 主として自然や崇高なものとのかわりに関すること。

- (1) 自然の偉大さを知り，自然環境を大切にすること。
- (2) 生命がかけがえのないものであることを知り，自他の生命を尊重すること。
- (3) 美しいものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。

4 主として集団や社会とのかわりに関すること。

- (1) 身近な集団に進んで参加し，自分の役割を自覚し，協力して主体的に責任を果たすこと。
- (2) 公德心をもって法やきまりを守り，自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たすこと。
- (3) だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正，公平にし，正義の実現に努めること。
- (4) 働くことの意義を理解し，社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをすること。
- (5) 父母，祖父母を敬愛し，家族の幸せを求めて，進んで役に立つことをすること。
- (6) 先生や学校の人々への敬愛を深め，みんなで協力し合いよりよい校風をつくること。
- (7) 郷土や我が国の文化と伝統を大切にし，先人の努力を知り，郷土や国を愛する心をもつこと。
- (8) 外国の人々や文化を大切にすることをもち，日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努めること。

第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い

1 各学校においては，校長をはじめ全教師が協力して道徳教育を展開するため，次に示すところにより，道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。

- (1) 道徳教育の全体計画の作成に当たっては，学校における全教育活動との関連の下に，児童，学校及び地域の実態を考慮して，学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに，第2に示す道徳の内容と各教科，特別活動及び総合的な学習の時間における指導との関連並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があること。
- (2) 道徳の時間の年間指導計画の作成に当たっては，道徳教育の全体計画に基づき，各教科，特別活動及び総合的な学習の時間との関連を考慮しながら，計画的・発展的に授業がなされるよう工夫すること。その際，各学年段階の内容項目について，児童や学校の実態に応じ，2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。なお，特に必要な場合には，他の学年段階の内容項目を加えることができること。
- (3) 各学校においては，特に低学年では基本的な生活習慣や善悪の判断，社会生活上のルールを身に付けること，中学年では自主性，協力し助け合う態度を育てること，高学年では自立心，国家・社会の一員としての自覚を育てることなどに配慮し，児童や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また，高学年においては，悩みや心の揺れ，葛藤等の課題を積極的に取り上げ，考えを深められるよう指導を工夫すること。

2 第2の内容は，児童が自ら道徳性をはぐくむためのものであり，道徳の時間はもとより，各教科，特別活動及び総合的な学習の時間においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際，児童自らが成長を実感でき，これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。

3 道徳の時間における指導に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

- (1) 校長や教頭の参加，他の教師との協力的な指導などについて工夫し指導体制を充実すること。
- (2) ボランティア活動や自然体験活動などの体験活動を生かすなど多様な指導の工夫，魅力的な教材の開発や活用などを通して，児童の発達段階や特性を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

4 道徳教育を進めるに当たっては，学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに，学校の道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにする必要がある。また，家庭や地域社会との共通理解を深め，授業の実施や地域教材の開発や活用などに，保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど相互の連携を図るよう配慮する必要がある。

- 5 児童の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。

第4章 特別活動

第1 目 標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

第2 内 容

A 学級活動

学級活動においては、学級を単位として、学級や学校の生活の充実と向上を図り、健全な生活態度の育成に資する活動を行うこと。

- (1) 学級や学校の生活の充実と向上に関すること。

学級や学校における生活上の諸問題の解決、学級内の組織づくりや仕事の分担処理など

- (2) 日常の生活や学習への適応及び健康や安全に関すること。

希望や目標をもって生きる態度の形成、基本的な生活習慣の形成、望ましい人間関係の育成、学校図書館の利用、心身ともに健康で安全な生活態度の形成、学校給食と望ましい食習慣の形成など

B 児童会活動

児童会活動においては、学校の全児童をもって組織する児童会において、学校生活の充実と向上のために諸問題を話し合い、協力してその解決を図る活動を行うこと。

C クラブ活動

クラブ活動においては、学年や学級の所属を離れ、主として第4学年以上の同好の児童をもって組織するクラブにおいて、共通の興味・関心を追求する活動を行うこと。

D 学校行事

学校行事においては、全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感を深め、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

- (1) 儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。

- (2) 学芸的行事

平素の学習活動の成果を総合的に生かし、その向上の意欲を一層高めるような活動を行うこと。

- (3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

- (4) 遠足・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

- (5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動など社会奉仕の精神を涵

養する体験が得られるような活動を行うこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や児童の発達段階などを考慮し、児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。
- (2) 学級活動などにおいて、児童が自ら現在及び将来の生き方を考えることができるよう工夫すること。
- (3) クラブ活動については、学校や地域の実態等を考慮しつつ児童の興味・関心を踏まえて計画し実施できるようにすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学級活動、児童会活動及びクラブ活動の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、児童の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を図るよう工夫すること。
- (2) 学級活動については、学校や児童の実態に応じて取り上げる指導内容の重点化を図るようにすること。また、生徒指導との関連を図るようにすること。
- (3) 児童会活動の運営は、主として高学年の児童が行うこと。
- (4) 学校行事については、学校や地域及び児童の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などを充実するよう工夫すること。

3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

第1章 総 則

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道德教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德の時間をはじめとして各教科、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。

道德教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道德性の育成が図られるよう配慮しなければならない。

第3章 道 徳

第1 目 標

道德教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道德的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道德性を養うこととする。

道德の時間においては、以上の道德教育の目標に基づき、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間における道德教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道德的価値及び人間としての生き方についての自覚を深め、道德的実践力を育成するものとする。

第2 内 容

- 1 主として自分自身に関すること。

- (1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
- (2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。
- (3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。
- (4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。
- (5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。

- 2 主として他の人とのかかわりに関すること。

- (1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。
- (2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し感謝と思いやりの心をもつ。
- (3) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。

- (4) 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。
 - (5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、謙虚に他に学ぶ広い心をもつ。
- 3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。
- (1) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。
 - (2) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。
 - (3) 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きること喜びを見いだすように努める。
- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。
- (1) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。
 - (2) 法やきまりの意義を理解し、^{じゆん}遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。
 - (3) 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。
 - (4) 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。
 - (5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。
 - (6) 父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。
 - (7) 学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。
 - (8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。
 - (9) 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。
 - (10) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 各学校においては、校長をはじめ全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。
- (1) 道徳教育の全体計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、第2に示す道徳の内容と各教科、特別活動及び総合的な学習の時間における指導との関連並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があること。
 - (2) 道徳の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間との関連を考慮しながら、計画的・発展的に授業がなされるよう工夫すること。その際、各内容項目の指導の充実を図る中で、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。
 - (3) 各学校においては、特に、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、国際社会に生きる日本人としての自覚が身に付くようにすることなどに配慮し、生徒や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また、悩みや心の揺れ、葛藤等の課題を積極的に取り上げ、人間としての生き方について考えを深められるよう配慮すること。
- 2 第2の内容は、生徒が自ら道徳性をはぐくむためのものであり、道徳の時間はもとより、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際、生徒自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう工夫す

る必要がある。

- 3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭の参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し指導体制を充実すること。
 - (2) ボランティア活動や自然体験活動などの体験活動を生かすなど多様な指導の工夫、魅力的な教材の開発や活用などを通して、生徒の発達段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。
- 4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、家庭や地域社会との共通理解を深め、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど相互の連携を図るよう配慮する必要がある。
- 5 生徒の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。

第4章 特別活動

第1 目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

第2 内容

A 学級活動

学級活動においては、学級を単位として、学級や学校の生活への適応を図るとともに、その充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応及び健全な生活態度の育成に資する活動を行うこと。

- (1) 学級や学校の生活の充実と向上に関すること。

学級や学校における生活上の諸問題の解決、学級内の組織づくりや仕事の分担処理、学校における多様な集団の生活の向上など

- (2) 個人及び社会の一員としての在り方、健康や安全に関すること。

ア 青年期の不安や悩みとその解決、自己及び他者の個性の理解と尊重、社会の一員としての自覚と責任、男女相互の理解と協力、望ましい人間関係の確立、ボランティア活動の意義の理解など

イ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成、性的な発達への適応、学校給食と望ましい食習慣の形成など

- (3) 学業生活の充実、将来の生き方と進路の適切な選択に関すること。学ぶことの意義の理解、自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用、選択教科等の適切な選択、進路適性の吟味と進路情報の活用、望ましい職業観・勤労観の形成、主体的な進路の選択と将来設計など

B 生徒会活動

生徒会活動においては、学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実や改善向上を図る活動、生徒の諸活動についての連絡調整に関する活動、学校行事への協力に関する活動、ボランティア活動などを行うこと。

C 学校行事

学校行事においては、全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所

属感を深め、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

(1) 儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。

(2) 学芸的行事

平素の学習活動の成果を総合的に生かし、その向上の意欲を一層高めるような活動を行うこと。

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養^{かん}、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

(4) 旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、ボランティア活動など社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達段階などを考慮し、教師の適切な指導の下に、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。

(2) 生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談（進路相談を含む。）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。

(3) 学校生活への適応や人間関係の形成、選択教科や進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するよう学級活動等の指導を工夫すること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 学級活動については、学校や生徒の実態に応じて取り上げる指導内容の重点化を図るようにすること。また、個々の生徒についての理解を深め、信頼関係を基礎に指導を行うとともに、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が助長されるようにすること。

(2) 生徒会活動については、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が展開されるようにすること。

(3) 学校行事については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などを充実するよう工夫すること。

3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

第1章 総 則

第1款 教育課程編成の一般方針

2 学校における道德教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。

道德教育を進めるに当たっては、特に、道德的実践力を高めるとともに、自律の精神や社会連帯の精神及び義務を果たし責任を重んずる態度や人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

第2款 各教科・科目及び単位数等

5 学校設定教科

- (2) 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。
- ア 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成
 - イ 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
 - ウ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

第2章第3節 公 民

第1款 目標

広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。

第2款 各科目

第1 現代社会

1 目 標

人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考え公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 現代に生きる私たちの課題

現代社会の諸問題について自己とのかかわりに着目して課題を設け、倫理、社会、文化、政治、経済など様々な観点から追究する学習を通して、現代社会に対する関心を高め、いかに生きるかを主体的に考えることの大切さを自覚させる。

(2) 現代の社会と人間としての在り方生き方

現代社会について多様な角度から理解させるとともに、青年期の意義、経済活動の在り方、政治参加、民主社会の倫理、国際社会における日本の果たすべき役割などについて自己とのかかわりに着目して考えさせる。

ア 現代の社会生活と青年

大衆化、少子高齢化、高度情報化、国際化など現代社会の特質と社会生活の変化について理解させる。また、生涯における青年期の意義と自己形成の課題について考えさせるとともに、自己実現と職業生活、社会参加に触れながら、現代社会における青年の生き方について自覚を深めさせる。

イ 現代の経済社会と経済活動の在り方

現代の経済社会における技術革新と産業構造の変化、企業の働き、公的部門の役割と租税、金融機関の働き、雇用と労働問題、公害の防止と環境保全について理解させるとともに、個人と企業の経済活動における社会的責任について考えさせる。

ウ 現代の民主政治と民主社会の倫理

基本的人権の保障と法の支配、国民主権と議会制民主主義、平和主義と我が国の安全について理解を深めさせ、日本国憲法の基本的原則について国民生活とのかかわりから認識を深めさせるとともに、世論形成と政治参加の意義について理解させ、民主政治における個人と国家について考えさせる。また、生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等、法と規範などについて考えさせ、民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる。

エ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割

世界の主な国の政治や経済の動向に触れながら、人権、国家主権、領土に関する国際法の意義、人種・民族問題、核兵器と軍縮問題、我が国の安全保障と防衛、資本主義経済と社会主義経済の変容、貿易の拡大と経済摩擦、南北問題について理解させ、国際平和や国際協力の必要性及び国際組織の役割について認識させるとともに、国際社会における日本の果たすべき役割及び日本人の生き方について考えさせる。

3 内容の取扱い

(1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。

ア 中学校社会科及び道徳並びに公民科に属する他の科目、地理歴史科、家庭科及び特別活動などとの関連を図るとともに、項目相互の関連に留意しながら、全体としてのまとまりを工夫し、特定の事項だけに偏らないようにすること。

イ 社会的事象は相互に関連し合っていることに留意し、社会的事象に対する関心をもって多様な角度から考えさせるとともに、できるだけ総合的にとらえることができるようにすること。また、生徒が自己の生き方にかかわって主体的に考えるよう学習指導の展開を工夫すること。

ウ 1の目標に即して基本的な事項・事柄を精選して指導内容を構成するものとし、細かな事象や高度な事項・事柄には深入りしないこと。

エ 的確な資料に基づいて、社会的事象に対する客観的かつ公正なものの見方や考え方を育成するとともに、学び方の習得を図ること。その際、統計などの資料の見方やその意味、情報

の検索や処理の仕方，簡単な社会調査の方法などについて指導するよう留意すること。また，学習の過程で考えたことや学習の成果を適切に表現させるよう留意すること。

オ 政治及び宗教に関する事項の取扱いについては，教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき，適切に行うこと。

(2) 内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については，次の事項に留意すること。

(ア) 内容の(1)は，この科目の導入としての性格をもつものであることに留意し，課題を追究する学習に当たっては，高度な内容に深入りすることは避け，この科目の学習の動機付けや学び方の習得に重点を置いた工夫を行うこと。

(イ) 現代社会の諸問題については，地球環境問題，資源・エネルギー問題，科学技術の発達と生命の問題，日常生活と宗教や芸術とのかかわり，豊かな生活と福祉社会などから，地域や学校，生徒の実態に応じて，二つ程度を選択して取り上げ主体的に課題を追究させるよう工夫すること。

イ 内容の(2)については，次の事項に留意すること。

(ア) アの大衆化，少子高齢化，高度情報化，国際化については，これらのうちから生徒の実態等に応じて二つ程度を選択して学習させること。生涯における青年期の意義と自己形成の課題については，生涯にわたる学習の意義についても考えさせること。また，職業生活，社会参加については，男女が対等な構成員であることに留意して触れること。現代社会における青年の生き方については，日本の生活文化や伝統とのかかわりについても考えさせること。

(イ) ウについては，地方自治にも触れながら政治と生活との関連について認識を深めさせること。また，民主社会において自ら生きる倫理については，個人と個人，個人と社会との関係に着目して考えさせること。

(ウ) エについては，制度や機構に関する細かな事柄の学習にならないようにすること。

第2 倫理

1 目標

人間尊重の精神に基づいて，青年期における自己形成と人間としての在り方生き方について理解と思索を深めさせるとともに，人格の形成に努める実践的意欲を高め，生きる主体としての自己の確立を促し，良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 青年期の課題と人間としての在り方生き方

自己の生きる課題とのかかわりにおいて，青年期の意義と課題を理解させるとともに，先哲の基本的な考え方を手掛かりとして，人間の存在や価値について思索を深めさせる。

ア 青年期の課題と自己形成

自らの体験や悩みを振り返ることを通して，青年期の意義と課題を理解させ，豊かな自己形成に向けて，他者と共に生きる自己の生き方について考えさせる。

イ 人間としての自覚

人生における哲学，宗教，芸術のもつ意義などについて理解させ，人間の存在や価値にかかわる基本的な課題を探究させることを通して，人間としての在り方生き方について考えを深めさせる。

ウ 国際社会に生きる日本人としての自覚

日本人にみられる人間観，自然観，宗教観などの特質について，我が国の風土や伝統，外来思想の受容に触れながら，自己とのかかわりにおいて理解させ，国際社会に生きる主体性のある日本人としての在り方生き方について自覚を深めさせる。

(2) 現代と倫理

現代に生きる人間の倫理的な課題について思索を深めさせ，自己の生き方の確立を促すとともに，よりよい国家・社会を形成し，国際社会に主体的に貢献しようとする人間としての在り方生き方について自覚を深めさせる。

ア 現代の特質と倫理的課題

現代の倫理的課題を大局的にとらえさせ，今日に生きる人間の課題について理解させる。

イ 現代に生きる人間の倫理

人間の尊厳と生命への畏敬，自然や科学技術と人間とのかかわり，民主社会における人間の在り方，社会参加と奉仕，自己実現と幸福などについて，倫理的な見方や考え方を身に付けさせ，他者と共に生きる自己の生き方にかかわる課題として考えを深めさせる。

ウ 現代の諸課題と倫理

生命，環境，家族・地域社会，情報社会，世界の様々な文化の理解，人類の福祉のそれぞれにおける倫理的課題を，自己の課題とつなげて追究させ，現代に生きる人間としての在り方生き方について自覚を深めさせる。

3 内容の取扱い

(1) 内容の全体にわたって，次の事項に配慮するものとする。

ア 中学校社会科及び道徳並びに公民科に属する他の科目，地理歴史科及び特別活動などとの関連を図るとともに，全体としてのまとまりを工夫し，特定の事項だけに偏らないようにすること。

イ 先哲の基本的な考え方を取り上げるに当たっては，内容と関連が深く生徒の発達や学習段階に適した代表的な先哲の言説等を精選し，細かな事柄や高度な事項・事柄には深入りしないこと。また，生徒自らが人生観，世界観を確立するための手掛かりを得させるような工夫を行うこと。

ウ 政治及び宗教に関する事項の取扱いについては，教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき，適切に行うこと。

(2) 内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については，次の事項に留意すること。

(ア) アについては，この科目の導入としての性格をもつものであることに留意し，生徒自身の課題とかかわらせて考えさせ，以後の学習への意欲を喚起すること。

(イ) イについては，ギリシアの思想，キリスト教，仏教，儒教などの基本的な考え方を代表する先哲の思想，芸術家とその作品を，観点を明確にして取り上げるなど工夫すること。

(ウ) ウについては，古来の日本人の考え方や代表的な日本の先哲の思想を手掛かりにして，自己の課題として学習させること。

イ 内容の(2)については，次の事項に留意すること。

(ア) アについては，イ及びウへの導入として，現代の倫理的課題について概観し，問題意識をもたせる程度にとどめること。

(イ) イについては，倫理的な見方や考え方を身に付けさせ，自己の課題として考えを深めていく主体的な学習への意欲を喚起すること。

(ウ) ウについては，イの学習を基礎として，学校や生徒の実態等に応じて課題を選択し，主体的に追究する学習を行うよう工夫すること。その際，生命又は環境のいずれか，家族・地域社会又は情報社会のいずれか，世界の様々な文化の理解又は人類の福祉のいずれかに

おける倫理的課題をそれぞれ選択するものとする。

第4章 特別活動

第1 目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

第2 内容

A ホームルーム活動

ホームルーム活動においては、学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の生活への適応を図るとともに、その充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応及び健全な生活態度の育成に資する活動を行うこと。

(1) ホームルームや学校の生活の充実と向上に関すること。

ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決、ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動、学校における多様な集団の生活の向上など

(2) 個人及び社会の一員としての在り方生き方、健康や安全に関すること。

ア 青年期の悩みや課題とその解決、自己及び他者の個性の理解と尊重、社会生活における役割の自覚と自己責任、男女相互の理解と協力、コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立、ボランティア活動の意義の理解、国際理解と国際交流など

イ 心身の健康と健全な生活態度や習慣の確立、生命の尊重と安全な生活態度や習慣の確立など

(3) 学業生活の充実、将来の生き方と進路の適切な選択決定に関すること。

学ぶことの意義の理解、主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用、教科・科目の適切な選択、進路適性の理解と進路情報の活用、望ましい職業観・勤労観の確立、主体的な進路の選択決定と将来設計など

B 生徒会活動

生徒会活動においては、学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実や改善向上を図る活動、生徒の諸活動についての連絡調整に関する活動、学校行事への協力に関する活動、ボランティア活動などを行うこと。

C 学校行事

学校行事においては、全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感を深め、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

(1) 儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。

(2) 学芸的行事

平素の学習活動の成果を総合的に生かし、その向上の意欲を一層高めるような活動を行うこと。

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資する

ような活動を行うこと。

(4) 旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、ボランティア活動など社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達段階及び特性等を考慮し、教師の適切な指導の下に、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。その際、ボランティア活動や、就業体験など勤労にかかわる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れるとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。

(2) 生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談（進路相談を含む。）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。

(3) 学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するようホームルーム活動等の指導を工夫すること。

(4) 人間としての在り方生き方の指導がホームルーム活動を中心として、特別活動の全体を通じて行われるようにすること。その際、他の教科、特に公民科との関連を図ること。

2 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) ホームルーム活動については、学校や生徒の実態に応じて取り上げる指導内容の重点化を図るようにすること。また、個々の生徒についての理解を深め、信頼関係を基礎に指導を行うとともに、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が助長されるようにすること。

(2) 生徒会活動については、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が展開されるようにすること。

(3) 学校行事については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などを充実するよう工夫すること。

(4) 特別活動の一環として学校給食を実施する場合には、適切な指導を行うこと。

3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

4 ホームルーム活動については、主としてホームルームごとにホームルーム担任の教師が指導することを原則とし、活動の内容によっては他の教師などの協力を得ることとする。

「教科」に関する関係法令

学校教育法

第33条 小学校の教育課程に関する事項は、第29条及び第30条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

3 第1項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法第8条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。

学校教育法施行規則

第24条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によつて編成するものとする。

《評価》

教科の評価に関する法令上の規定なし。

文部科学省が示す指導要録（参考様式）において、各教科について数値によって評価することとしている（但し、小学校1、2年は数値による評価は行わない）。

《教科書》

教科書の発行に関する臨時措置法

第2条 この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。

《免許》

教職員免許法

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校（中等教育学校を除く。）の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状）に区分する。

5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）及び宗教

二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）及び宗教

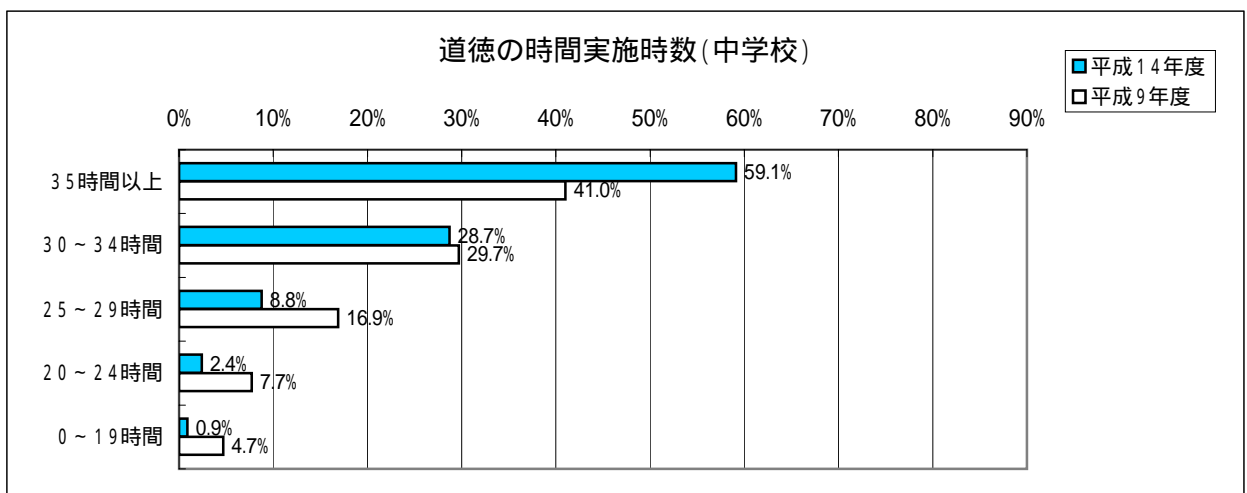
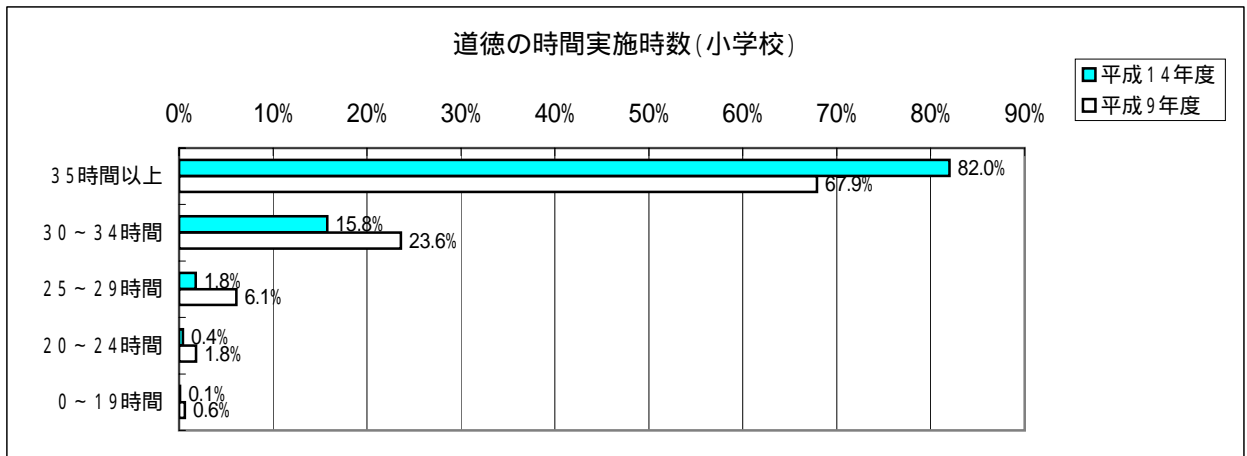
道徳教育の状況

道徳の時間の年間実施時数(平成14年度実績、括弧内は前回調査(平成9年度実績))

(授業時数の実績ごとの学級の分布)

	全国平均	～19	20～24	25～29	30～34	35～
小学校	35.3単位時間 (33.9)	0.1% (0.6)	0.4% (1.8)	1.8% (6.1)	15.8% (23.6)	82.0% (67.9)
中学校	33.6単位時間 (31.0)	0.9% (4.7)	2.4% (7.7)	8.8% (16.9)	28.7% (29.7)	59.1% (41.0)

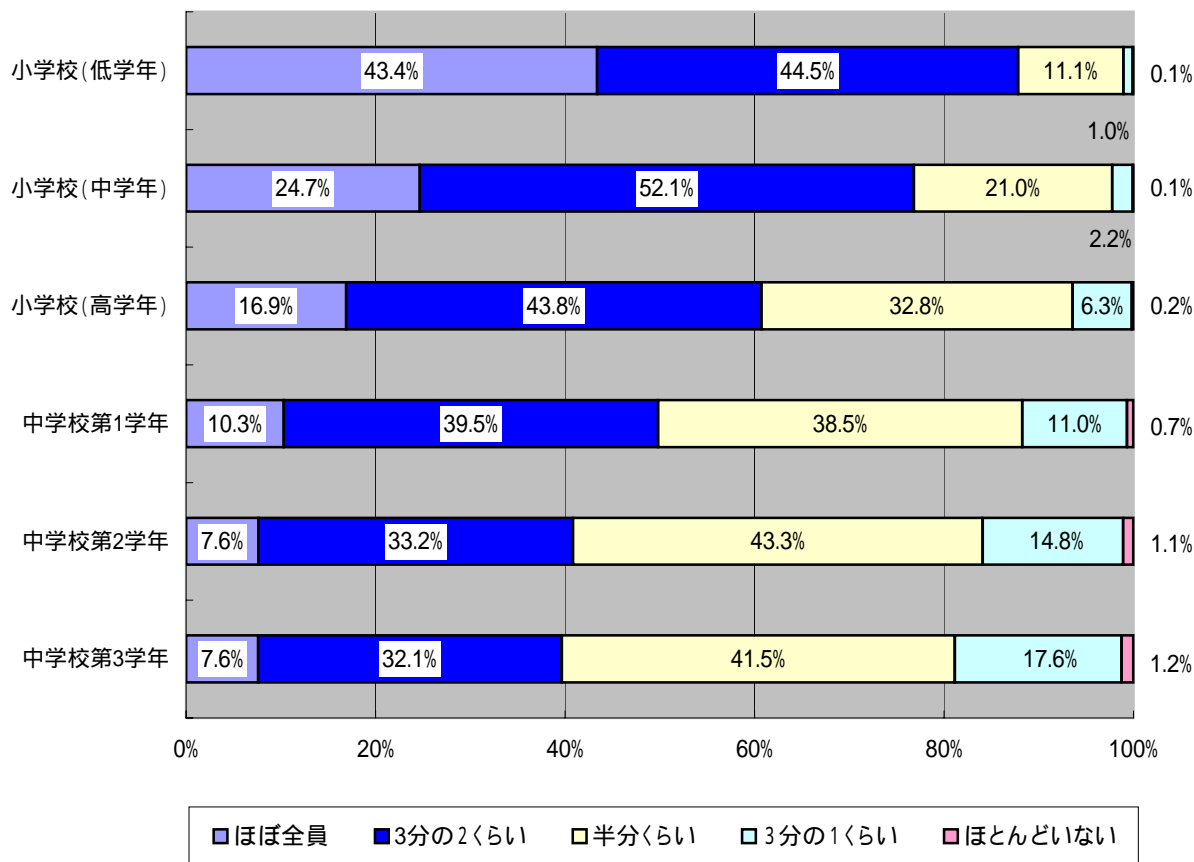
国の基準で定める「道徳の時間」の年間標準授業時数は、小・中学校ともに35単位時間



全小・中学校対象
(平成15年度道徳教育推進状況調査)

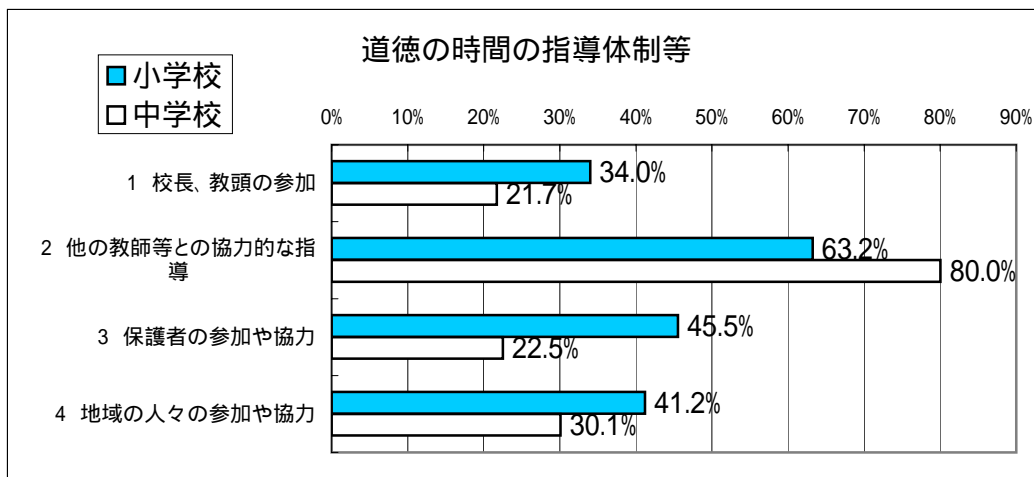
道徳の時間の評価(平成14年度実績)

道徳の時間を「楽しい」あるいは「ためになる」と感じている児童生徒がどの程度いると思うかと学校に質問したもの



全小・中学校対象
(平成15年度道徳教育推進状況調査)

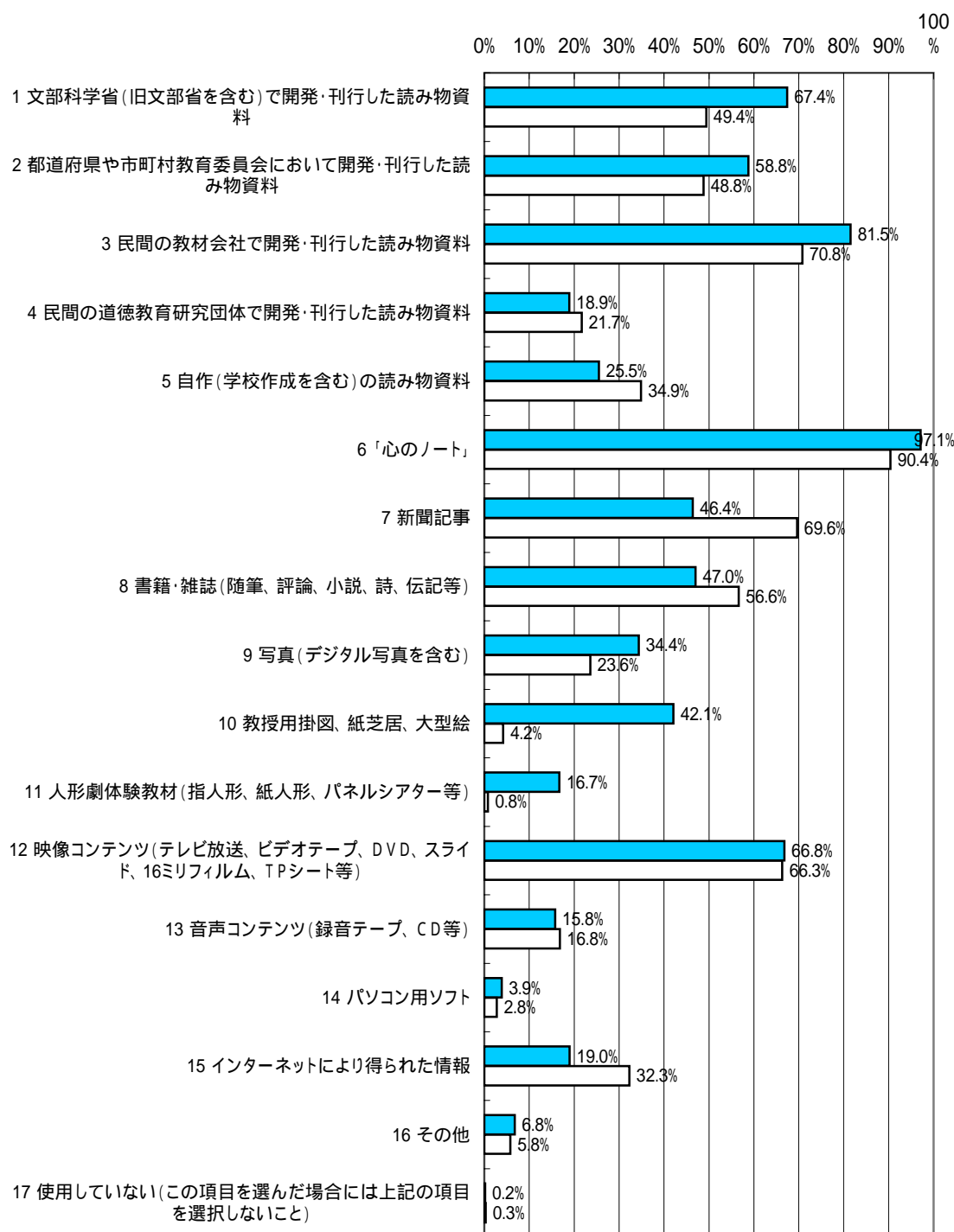
道徳の時間の指導体制等



全小・中学校対象
(平成15年度道徳教育推進状況調査)

道徳の時間の指導に使用する教材

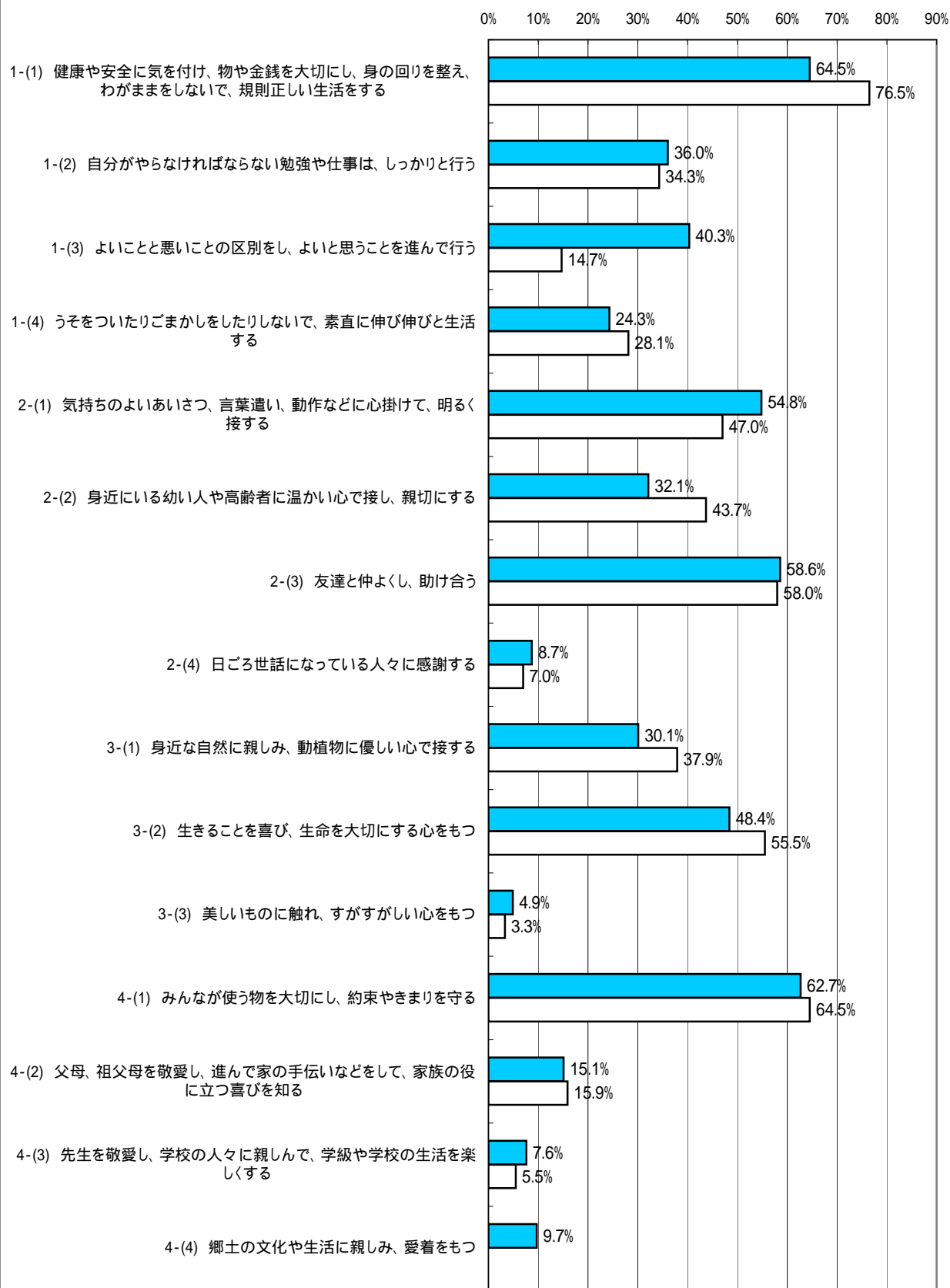
■ 小学校
□ 中学校



全小・中学校対象
(平成15年度道徳教育推進状況調査)

特に重点を置いて指導している内容項目（5つを選択） < 小学校1・2年 >

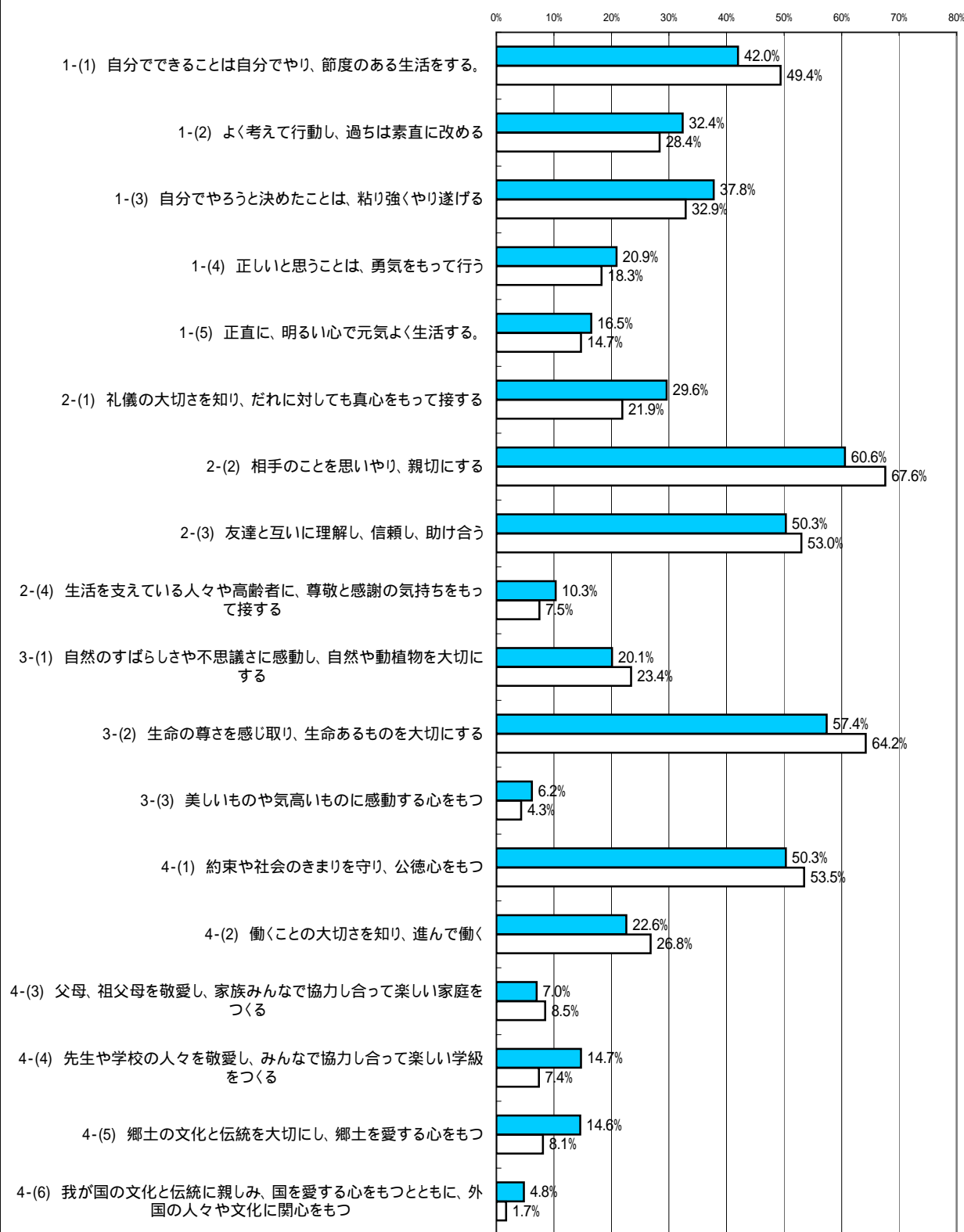
■ 15年
□ 10年



全小・中学校対象
(平成15年度道徳教育推進状況調査)

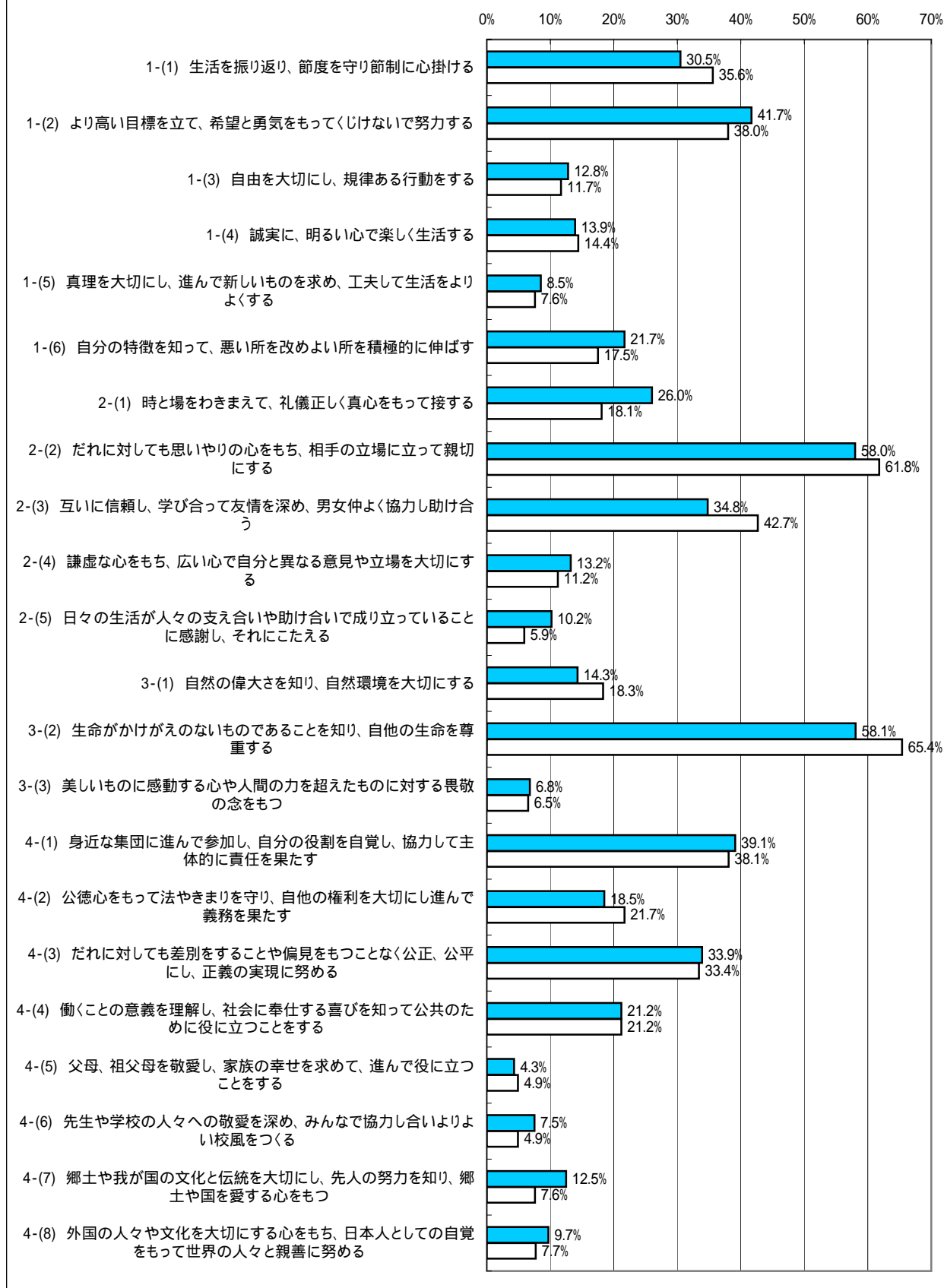
特に重点を置いて指導している内容項目〔5つを選択〕 ＜小学校3・4年＞

■ 15年
□ 10年



特に重点を置いて指導している内容項目〔5つを選択〕 ＜小学校5・6年＞

■ 15年
□ 10年

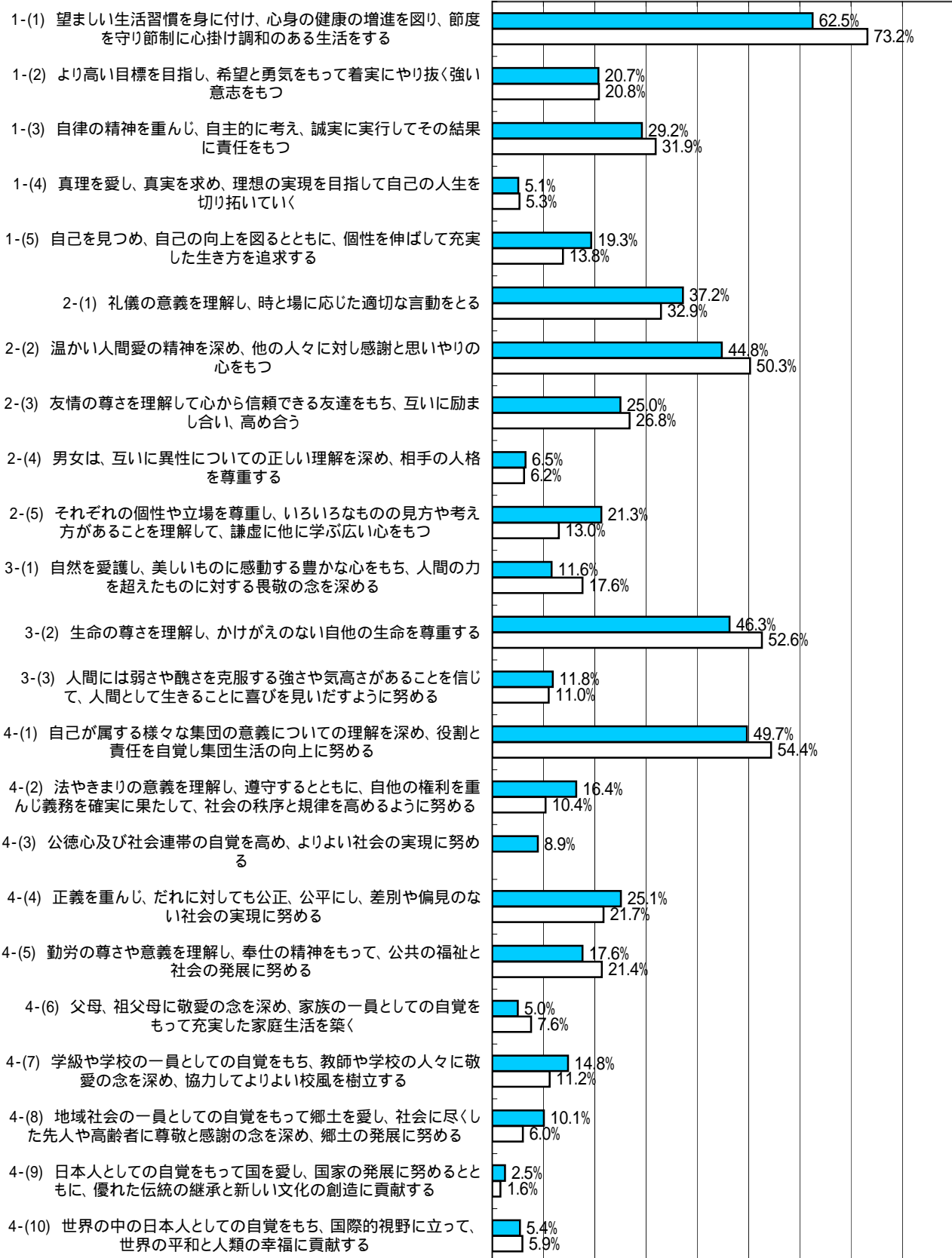


全小・中学校対象
(平成15年度道徳教育推進状況調査)

特に重点を置いて指導している内容項目〔5つを選択〕 < 中学校1年 >

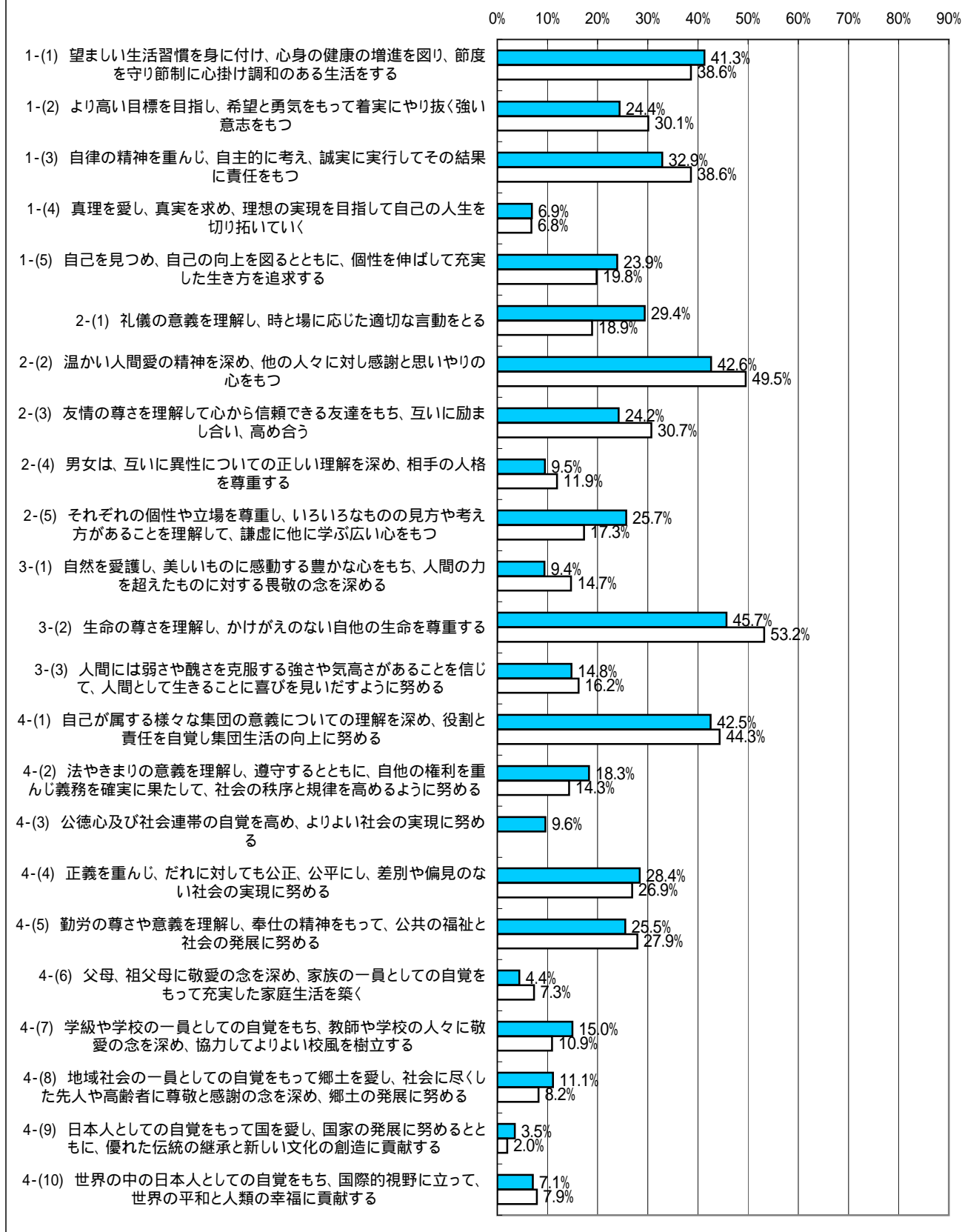
■ 15年
□ 10年

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90%



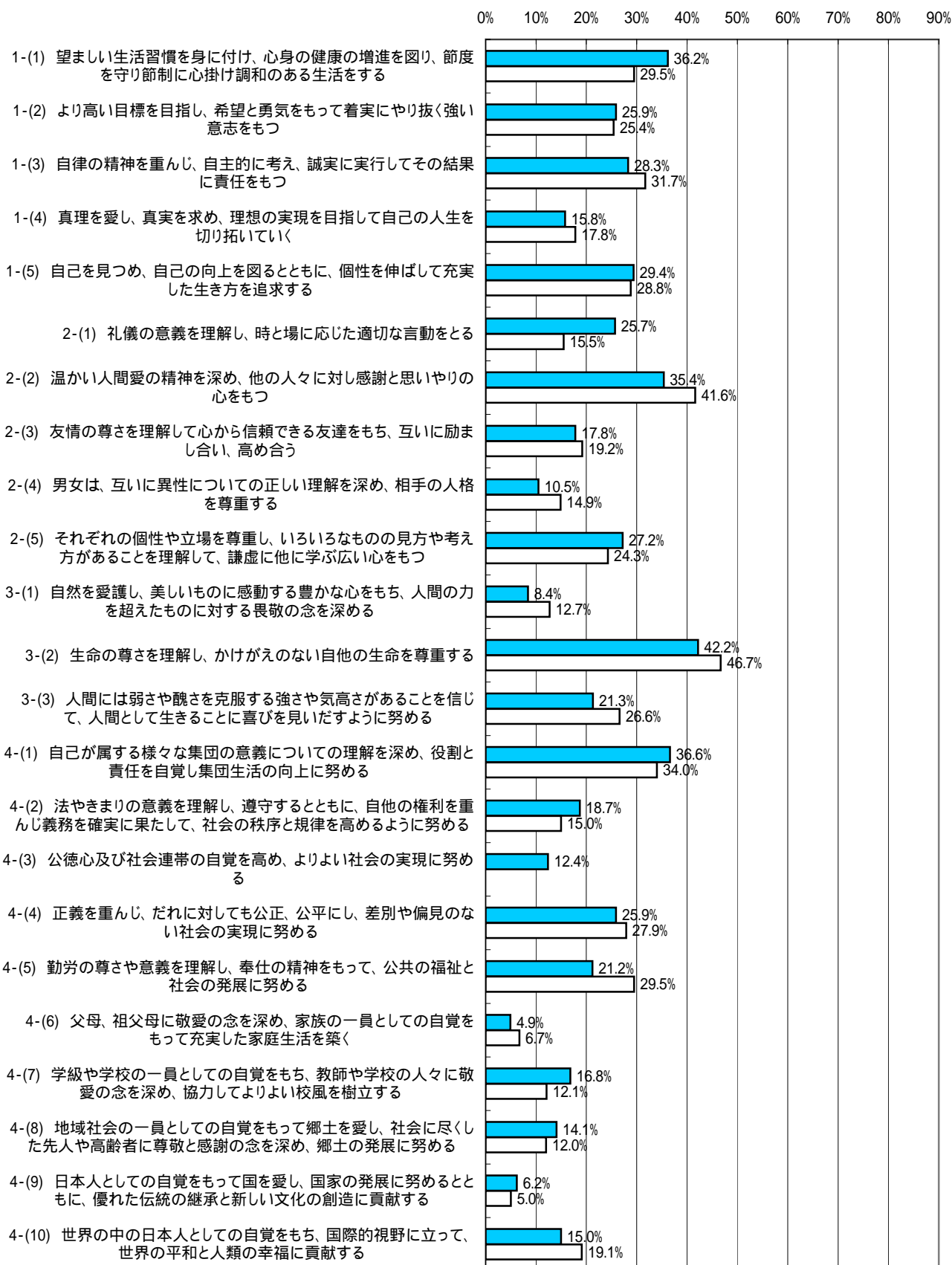
特に重点を置いて指導している内容項目〔5つを選択〕 < 中学校2年 >

■ 15年
□ 10年



特に重点を置いて指導している内容項目〔5つを選択〕 < 中学校3年 >

■ 15年
□ 10年



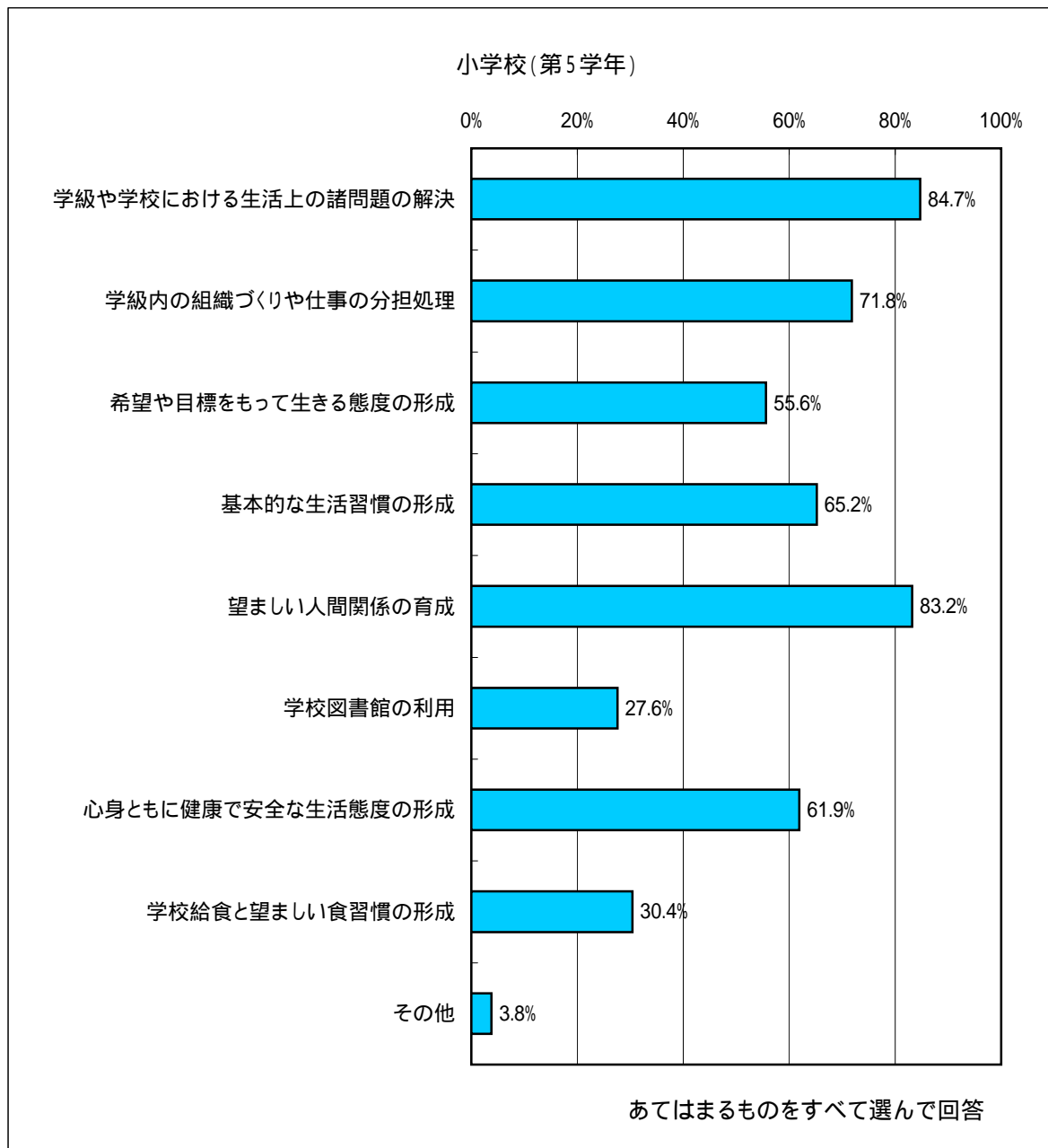
特別活動の状況

学級活動・ホームルーム活動の平均授業時数(平成15年度実績)

	平均授業時数(単位時間)
小学校(第5学年)	38.8
中学校(第1学年)	41.2
高等学校(第1学年)	33.7

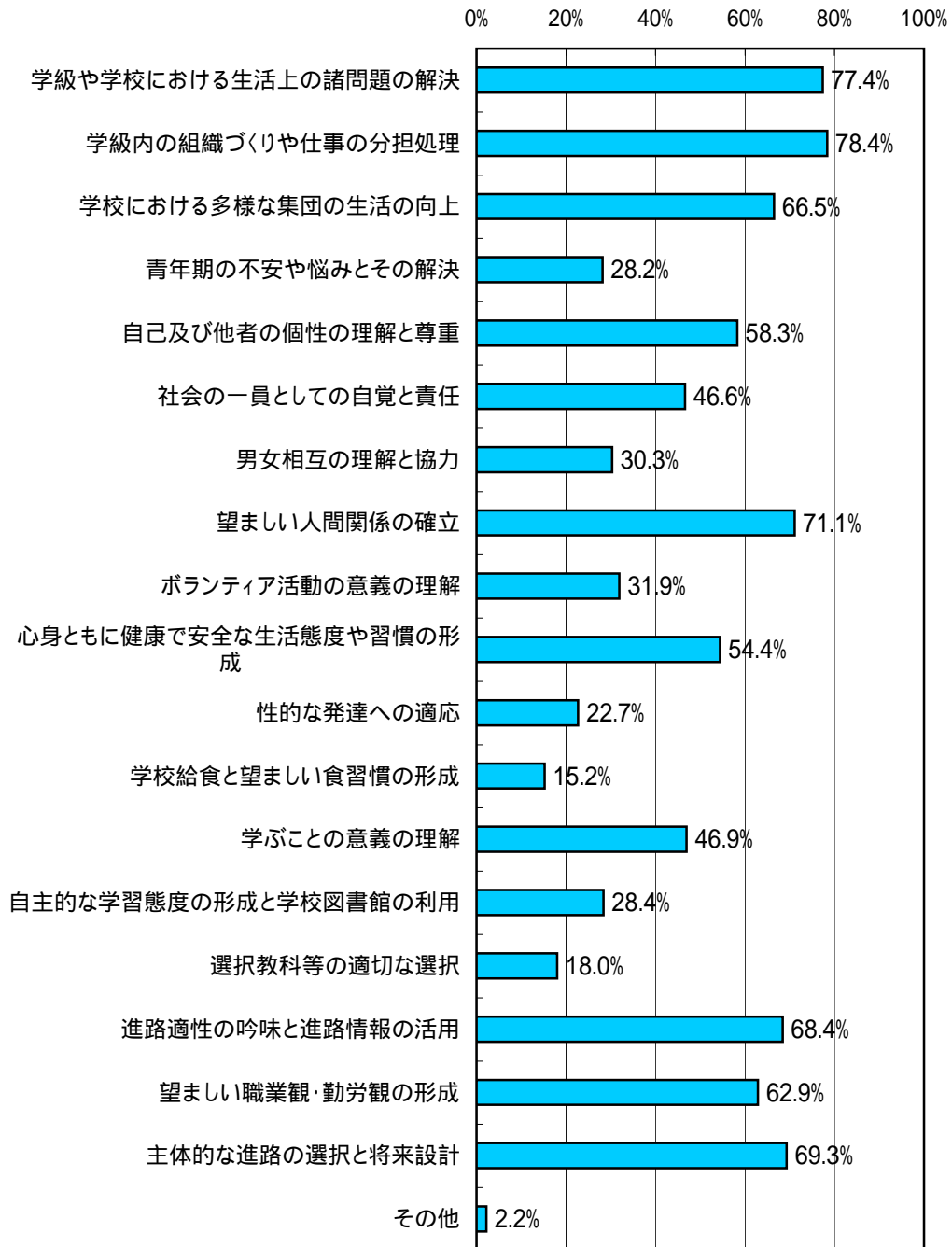
全国公私立学校対象
(平成16年度特別活動実施状況調査)

学級活動・ホームルーム活動における指導の重点(平成16年度)



全国公私立学校対象
(平成16年度特別活動実施状況調査)

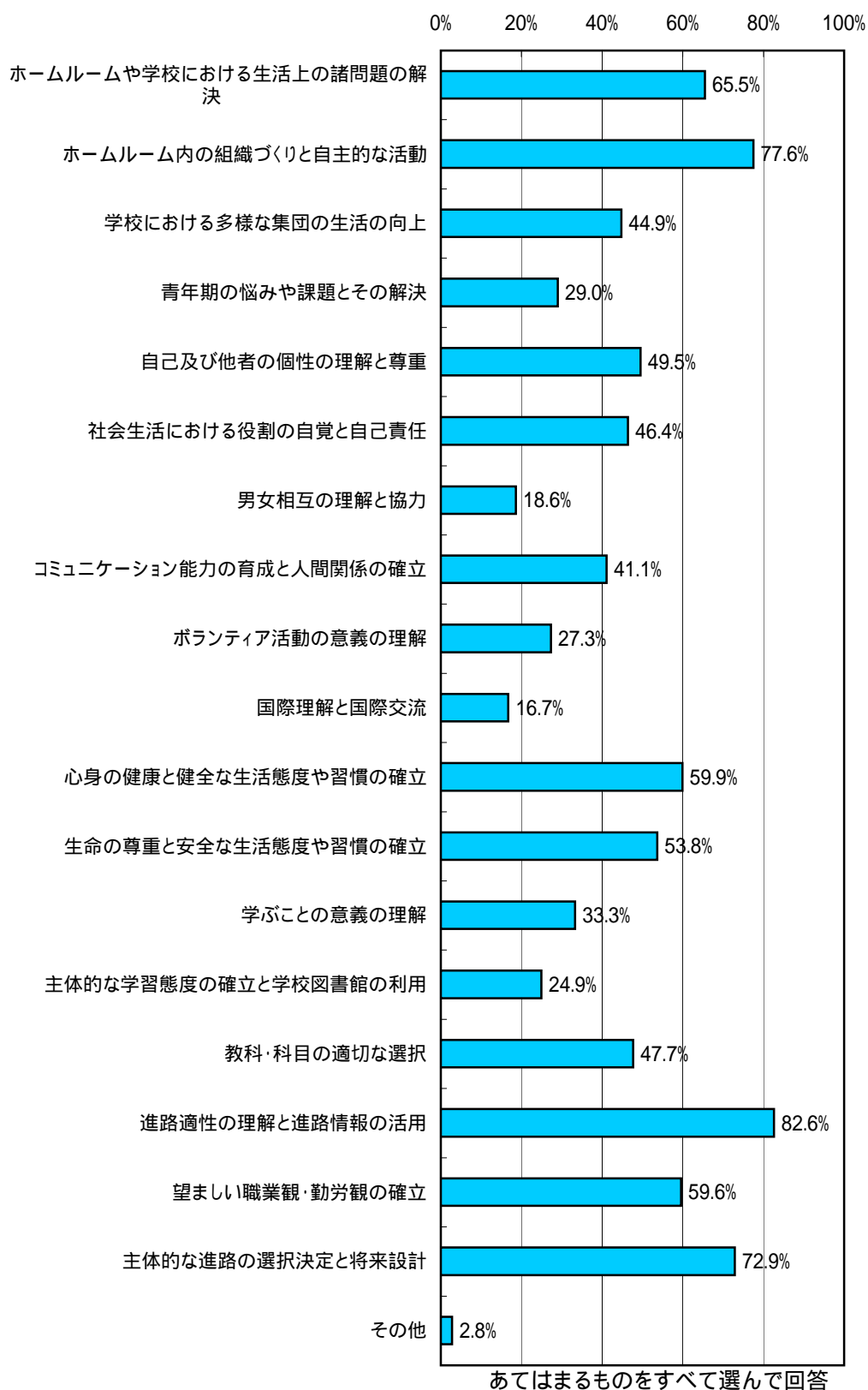
中学校(第1学年)



あてはまるものをすべて選んで回答

全国公立学校対象
(平成16年度特別活動実施状況調査)

高等学校(第1学年)

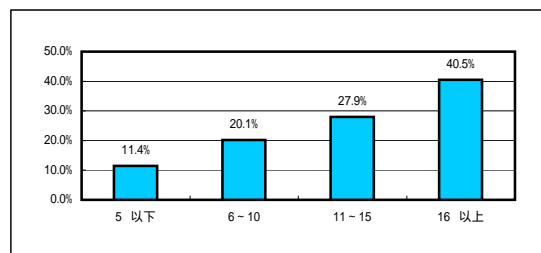


全国公私立学校対象
(平成16年度特別活動実施状況調査)

児童会活動（個別の委員会で放課後等に行われる定例的な話し合いなどは除く）

小学校（第5学年）（単位時間）

授業時数	5 以下	6～10	11～15	16 以上
%	11.4%	20.1%	27.9%	40.5%

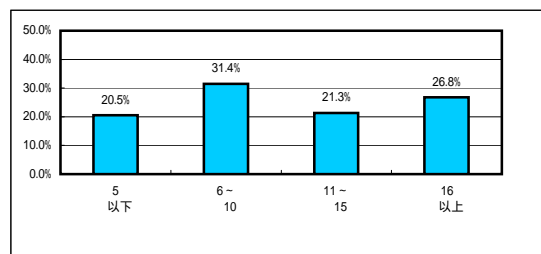


全公立学校対象、平成15年度実績
(平成16年度教育課程編成・実施状況調査)

生徒会活動（個別の委員会で放課後等に行われる定例的な話し合いなどは除く）

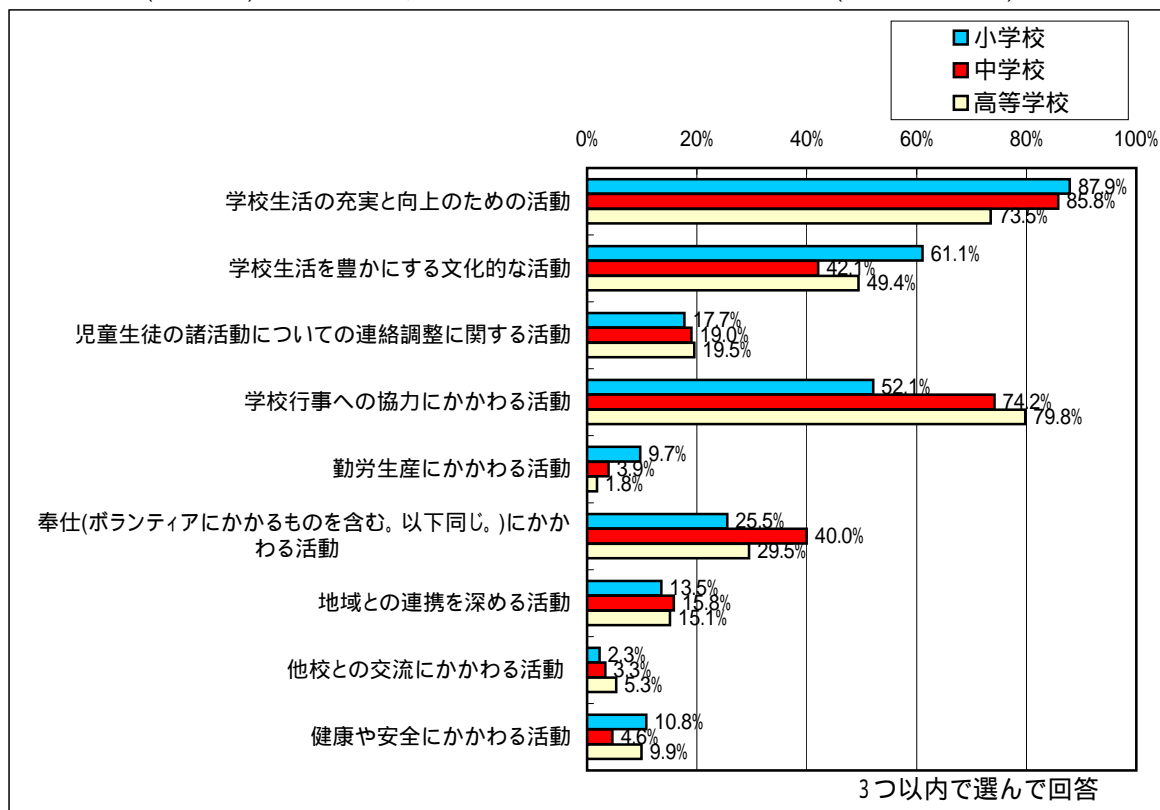
中学校（第1学年）（単位時間）

授業時数	5 以下	6～10	11～15	16以上
%	20.5%	31.4%	21.3%	26.8%



全公立学校対象、平成15年度実績
(平成16年度教育課程編成・実施状況調査)

児童会(生徒会)活動の中で、学校として特に重視している活動(平成16年度)



3つ以内で選んで回答

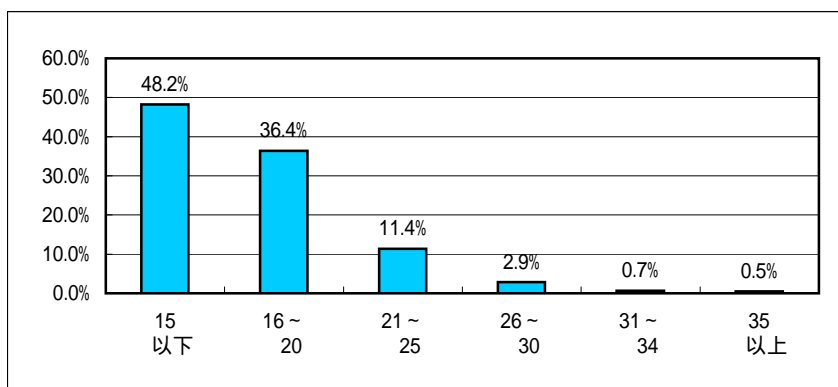
全国公立学校対象
(平成16年度特別活動実施状況調査)

クラブ活動

小学校（第5学年）

（単位時間）

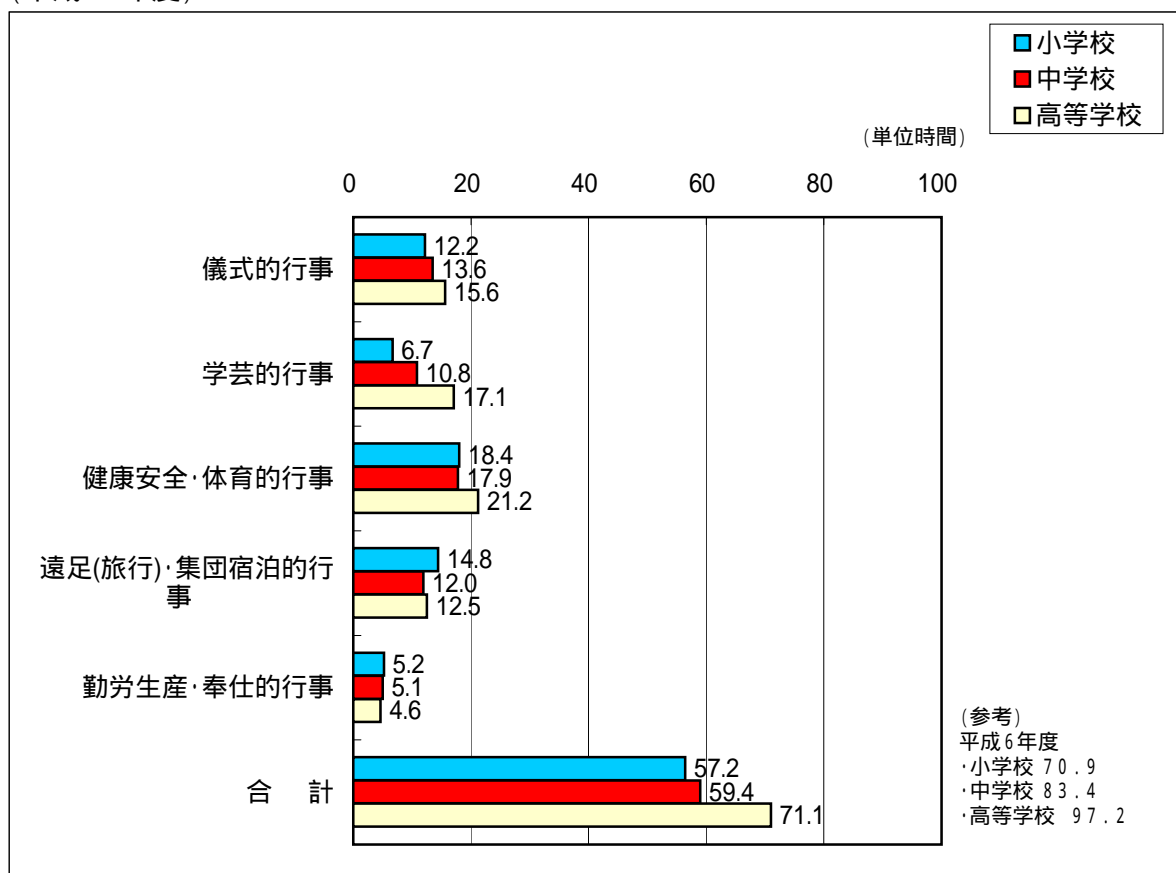
授業時数	15 以下	16～20	21～25	26～30	31～34	35以上
%	48.2%	36.4%	11.4%	2.9%	0.7%	0.5%



全公立学校対象、平成15年度実績
（平成16年度教育課程編成・実施状況調査）

学校行事の実施状況

(平成15年度)

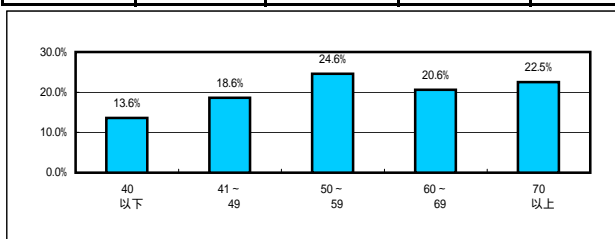


全国公私立学校対象

(平成16年度特別活動実施状況調査)

小学校 (第5学年)

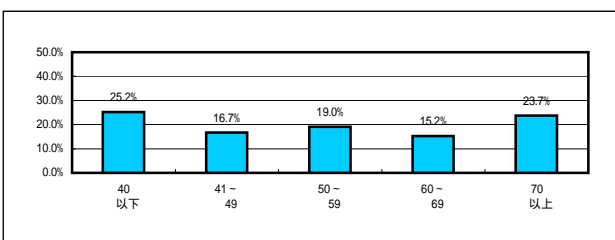
授業時数	40以下	41～49	50～59	60～69	70以上
%	13.6%	18.6%	24.6%	20.6%	22.5%



全公立学校対象、平成15年度実績
(平成16年度教育課程編成・実施状況調査)

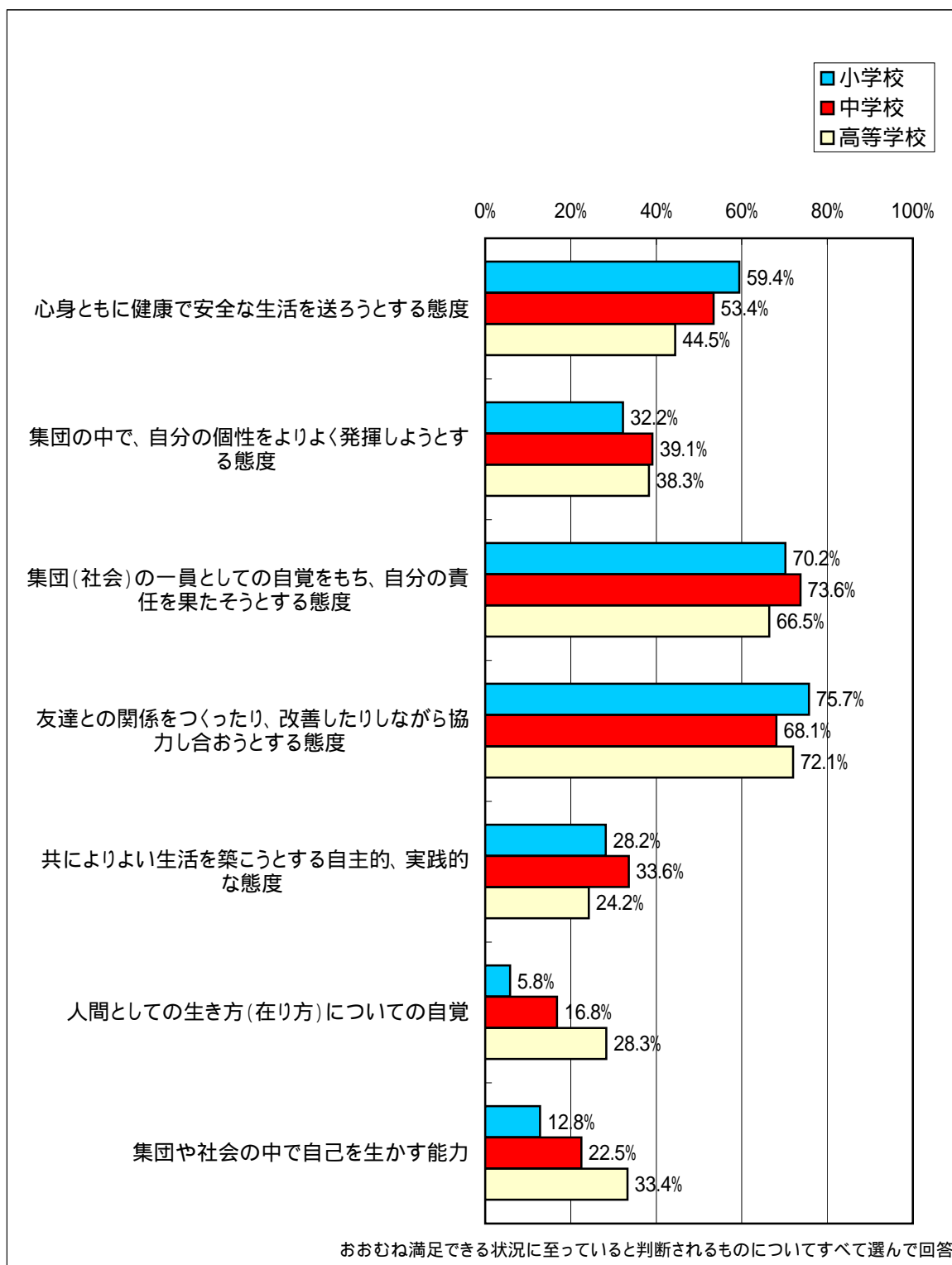
中学校 (第1学年)

授業時数	40以下	41～49	50～59	60～69	70以上
%	25.2%	16.7%	19.0%	15.2%	23.7%



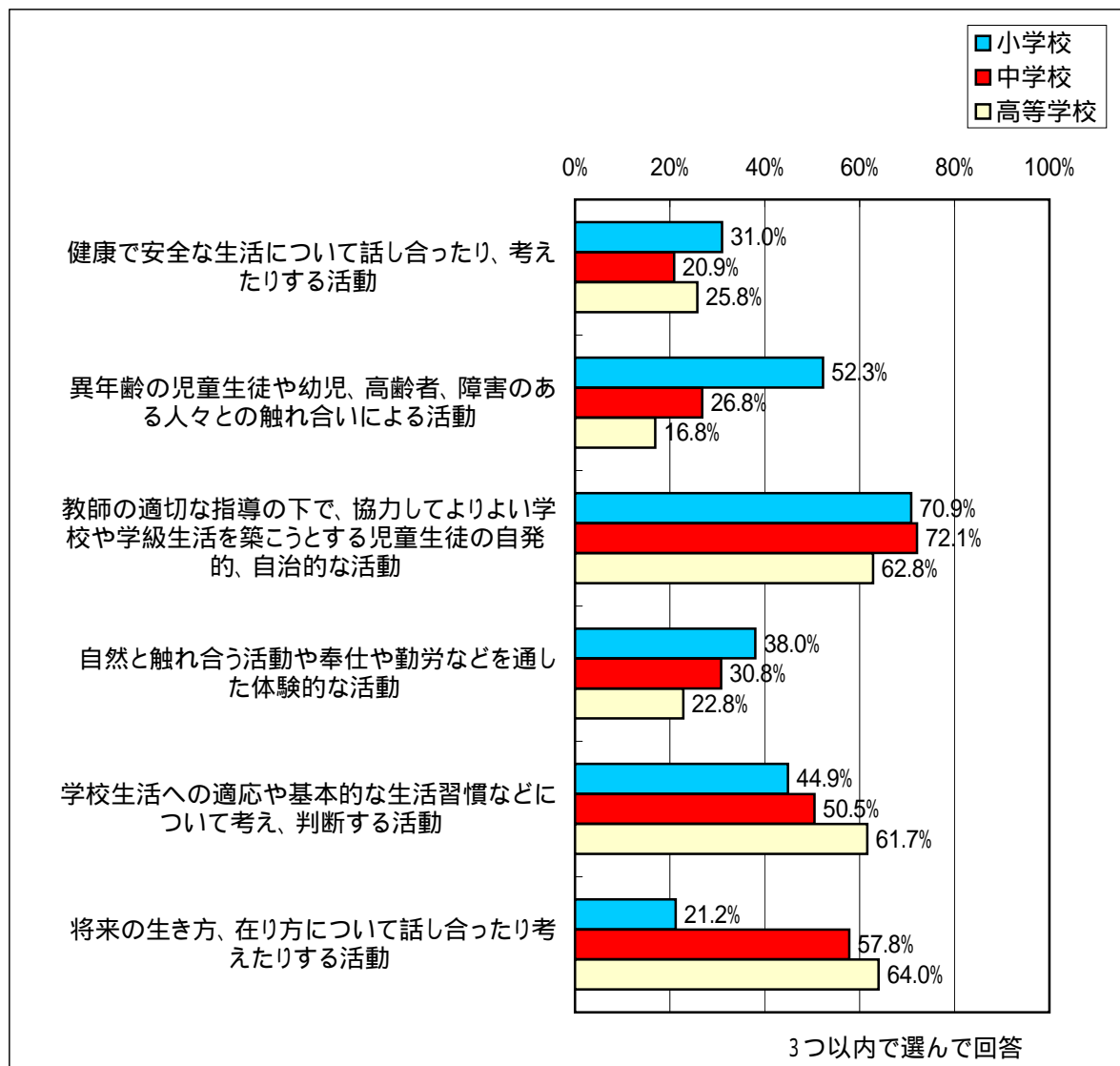
全公立学校対象、平成15年度実績
(平成16年度教育課程編成・実施状況調査)

特別活動の実施により育つ児童生徒の資質等(平成15年度)



全国公立学校対象
(平成16年度特別活動実施状況調査)

今後重点をおいて取り組みたい項目



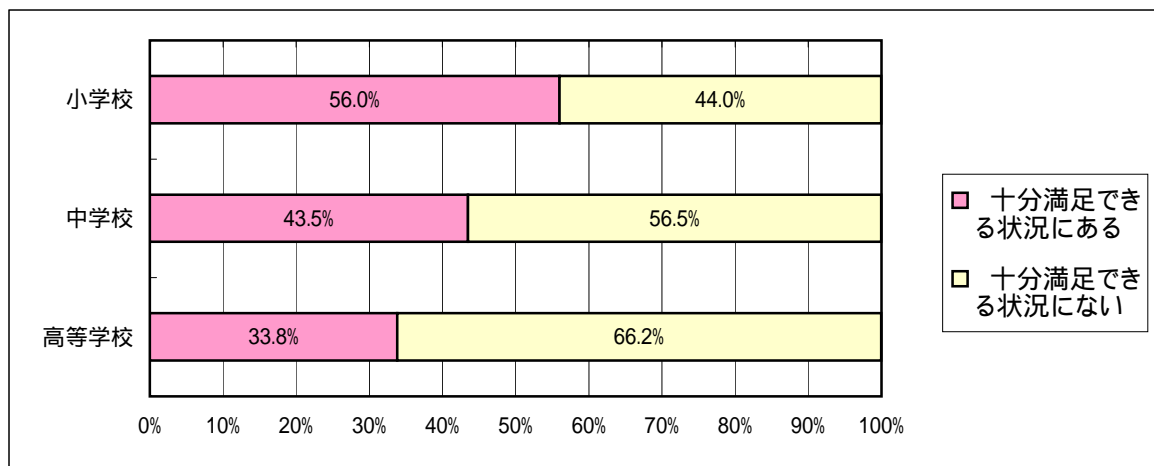
全国公立学校対象
(平成16年度特別活動実施状況調査)

(内容ごとの児童生徒の活動状況)(平成15年度)

(1)学級活動・ホームルーム活動

小学校 話し合いや係の活動などを進んで行い、学級生活の向上やよりよい生活を目指し、諸問題の解決に努めている。

中学校 話し合いや係の活動などを進んで行い、学級生活の向上やよりよい生活を目指し、諸問題の解決に努めるとともに、現在及び将来の生き方を幅広く考え、積極的に自己に生かしている。
(高等学校)

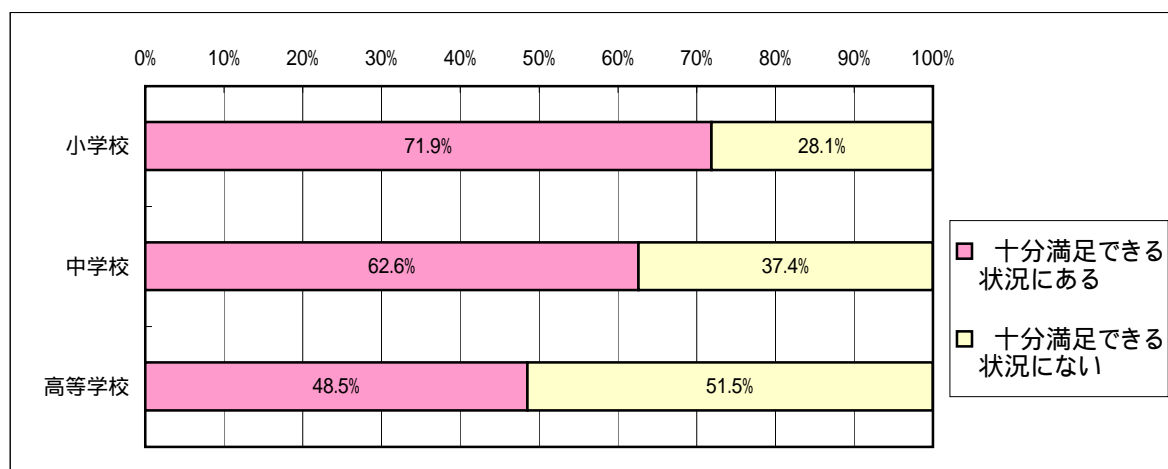


全国公立学校対象
(平成16年度特別活動実施状況調査)

(2)児童会・生徒会活動

小学校 委員会の活動を進んで行ったり集会に進んで参加したりして、学校生活の向上や他のためを考え、自己の役割を果たしている。

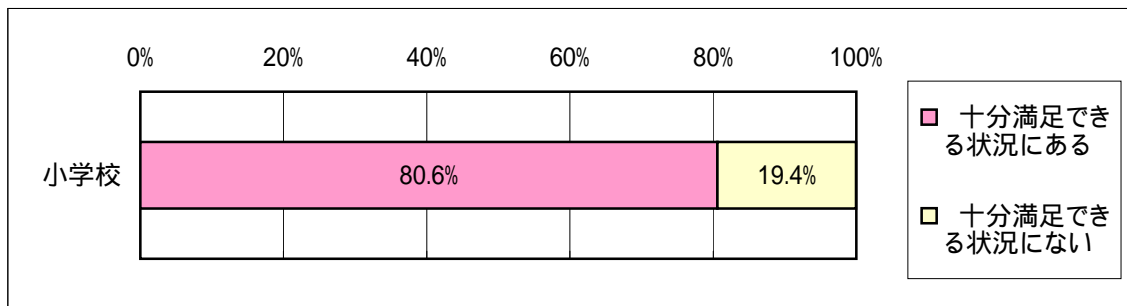
中学校 委員会活動などを進んで行い、全校的な視野に立って、学校生活の向上や他のためを考え、自己の役割を果たしている。
(高等学校)



全国公立学校対象
(平成16年度特別活動実施状況調査)

(3) クラブ活動 (小学校のみ回答)

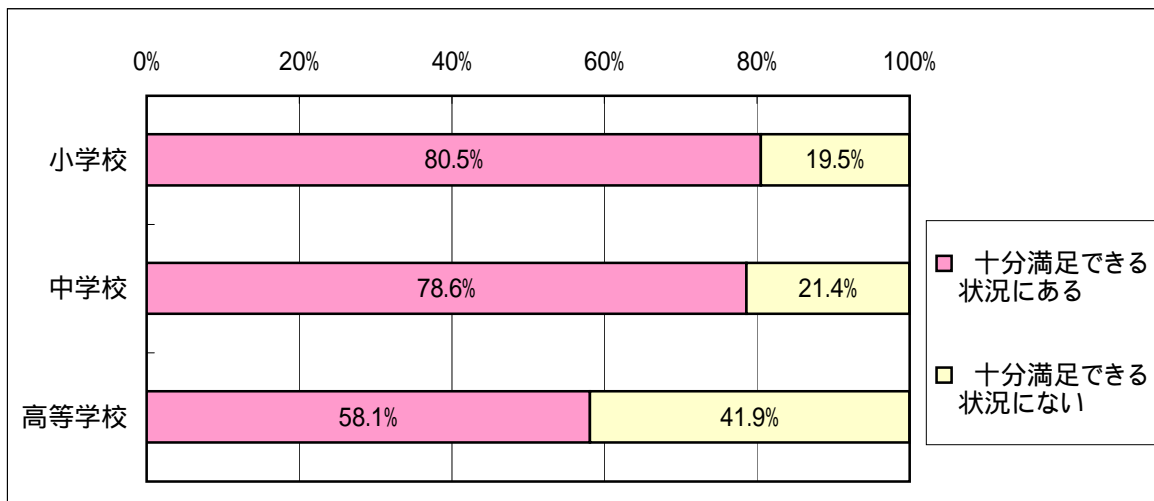
小学校 自己の興味・関心を意欲的に追求し、他と協力して課題に向けて創意工夫して取り組んでいる。



全国公私立学校対象
(平成16年度特別活動実施状況調査)

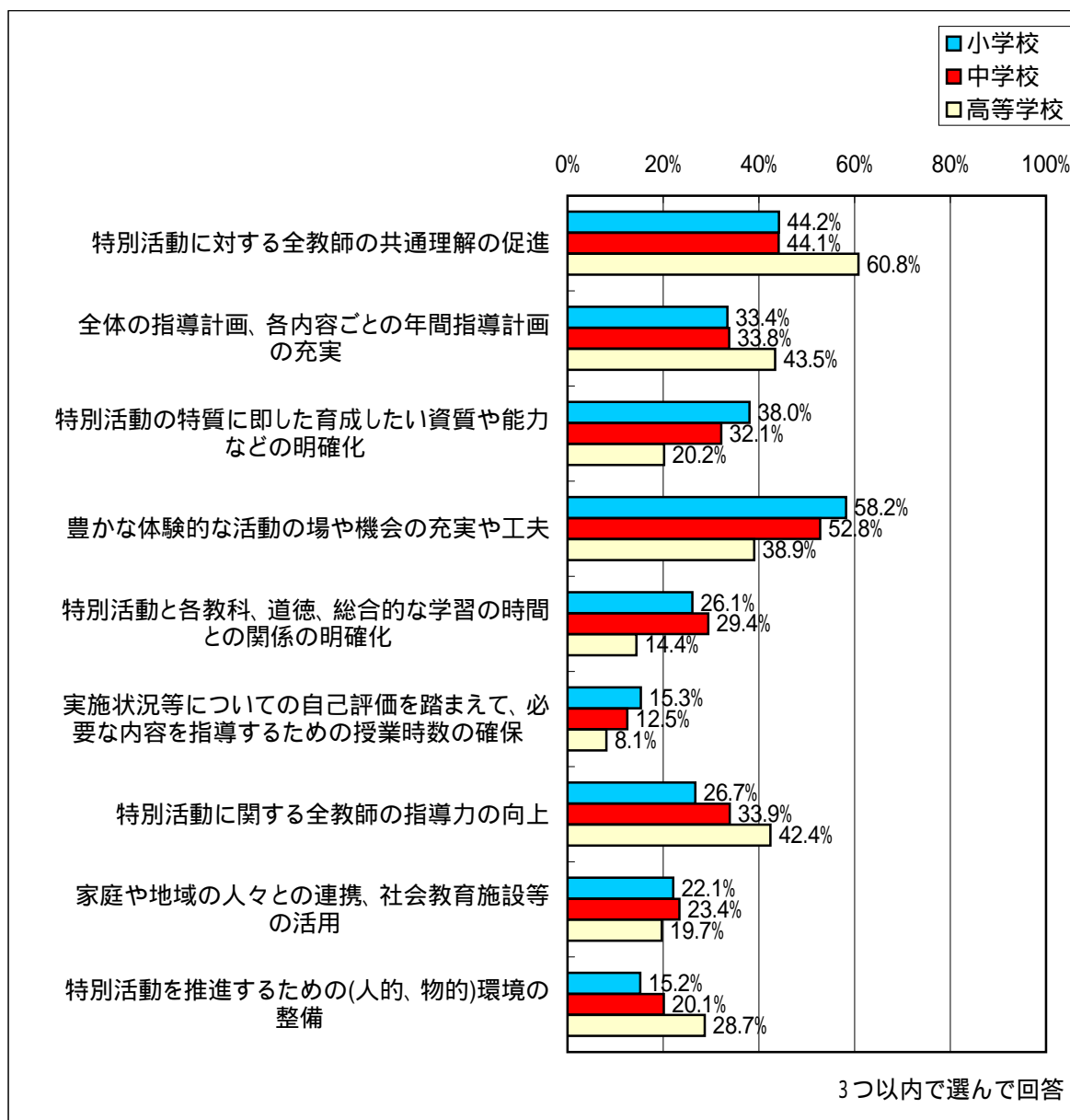
(4) 学校行事

小学校 全校や学年の一員としての自覚をもち、集団における自己の役割を考え、望ましい行動をしている。
中学校 全校や学年の一員としての自覚をもち、集団や社会における自己の役割を考え、望ましい行動をし(高等学校) ている。



全国公私立学校対象
(平成16年度特別活動実施状況調査)

特別活動を一層意義あるものとするために学校がとるべき対応



全国公立学校対象
(平成16年度特別活動実施状況調査)

体験活動の状況

学校における体験活動の実施状況（平成18年度、文部科学省調べ）

調査対象校： 小・中・高等学校 計564校（小学校、中学校、高等学校各188校）

体験活動の内容

	小学校	中学校	高等学校
ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動	3.1	2.5	2.9
自然に親しむ体験活動	13.3	5.0	3.3
第一次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動	10.6	2.4	5.2
第二次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動	0.8	4.9	10.1
第三次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動	1.2	12.8	8.3
文化や芸術に親しむ体験活動	3.6	3.7	2.9
交流に関わる体験活動	5.0	2.3	3.6
その他の体験活動	3.3	2.3	3.0
計	41.0	35.9	39.2

教育課程における位置づけ

	小学校	中学校	高等学校
特別活動	6.7	5.4	5.4
総合的な学習の時間	22.6	22.4	6.8
その他教育課程内における活動	9.5	3.3	17.9
学校管理下において教育課程外に行う活動	2.3	4.8	9.1
計	41.0	35.9	39.2

注) 数字は、小学校においては5年生、中学校・高等学校においては2年生の1年間で実施する体験活動の総単位時間の平均

ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動 町内や海岸の清掃、地域環境整備・美化活動、社会福祉施設の訪問、その他のボランティア活動など

自然に親しむ体験活動 野外探索や野外生活、野鳥や小動物の観察、自然教室など

第一次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業に関わる体験活動 田植え、下草刈り、地引網等の農林漁業体験など

第二次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動 工場等での職場体験活動、インターンシップなど

第三次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動 地域の事業所、店舗等における職場体験活動、インターンシップなど

文化や芸術に親しむ体験活動 壁画の製作活動、日本や外国の文化・伝統の体験活動、地域の伝統行事や芸能・工芸等の伝承活動など

交流に関わる体験活動 幼児、高齢者、障害者、外国人、異なる地域の人々等との交流活動

その他の体験活動 上記に含まれない体験活動

平成18年度 職場体験の実施状況等調査

(平成19年3月現在)

国立教育政策研究所生徒指導研究センター

公立中学校

公立中学校における職場体験の実施状況等調べ(集計結果)

()は17年度の数值

1 職場体験の実施状況(平成18年度調査時点)

(1) 学校別実施状況

公立中学校数	実施学校数	実施率
10,124校 (10,178校)	9,528校 (9,350校)	94.1% (91.9%)

(参考)都道府県・指定都市の実施率の分布

0～10%	0	～50%	0	～90%	7
～20%	0	～60%	1	～99%	36
～30%	0	～70%	0	100%	14
～40%	0	～80%	4		

(2) 学年別・期間別実施状況

学年	実施期間					
	1日	2日	3日	4日	5日	6日以上
1年生	930校 (994校) 53.3% (55.6%)	385校 (405校) 22.1% (22.7%)	322校 (303校) 18.5% (16.9%)	23校 (21校) 1.3% (1.2%)	75校 (56校) 4.3% (3.1%)	9校 (9校) 0.5% (0.5%)
2年生	1,871校 (2,390校) 22.6% (30.1%)	2,413校 (2,400校) 29.2% (30.2%)	2,023校 (1,710校) 24.5% (21.5%)	180校 (182校) 2.2% (2.3%)	1,739校 (1,200校) 21.0% (15.1%)	41校 (58校) 0.5% (0.7%)
3年生	591校 (809校) 36.3% (45.1%)	547校 (600校) 33.6% (33.4%)	322校 (247校) 19.8% (13.8%)	47校 (53校) 2.9% (3.0%)	104校 (68校) 6.4% (3.8%)	15校 (18校) 0.9% (1.0%)
全体	3,392校 (4,193校) 29.1% (36.4%)	3,345校 (3,405校) 28.7% (29.5%)	2,667校 (2,260校) 22.9% (19.6%)	250校 (256校) 2.1% (2.2%)	1,918校 (1,324校) 16.5% (11.5%)	65校 (85校) 0.6% (0.7%)

実施期間は、実際に事業所等で体験活動を行う期間とし、事前・事後指導等の時間(期間)は含めない。

(3) 職場体験の教育課程等への位置付けの状況等(複数回答可)

教育課程等への位置付け	参加形態		
		原則として当該学年の全員が参加	選択・希望者等当該学年の一部の生徒が参加
特別活動での実施	1,587校 (1,705校) 16.7% (18.2%)	1,577校 (1,696校) 99.4% (99.5%)	10校 (16校) 0.6% (0.9%)
総合的な学習の時間で実施	8,013校 (7,767校) 84.1% (83.1%)	7,949校 (7,691校) 99.2% (99.0%)	101校 (133校) 1.3% (1.7%)
教科の授業で実施	147校 (169校) 1.5% (1.8%)	138校 (160校) 93.9% (94.7%)	9校 (9校) 6.1% (5.3%)
教育課程には位置付けずに実施	757校 (856校) 7.9% (9.2%)	699校 (765校) 92.3% (89.4%)	63校 (97校) 8.3% (11.3%)

2つ以上に該当する場合は、その全てをカウント。

実際に事業所等で行う体験活動を対象とし、事前・事後指導等は含めない。

(4) 職場体験推進のための都道府県(指定都市)の独自事業の実施状況

実施している	H19から実施予定である	実施に向けて検討中	予定なし
28 (20)	2 (7)	7 (4)	25 (30)

(5) 職場体験推進のための市町村(指定都市は除く)の独自事業の実施状況

実施している
236 (242)

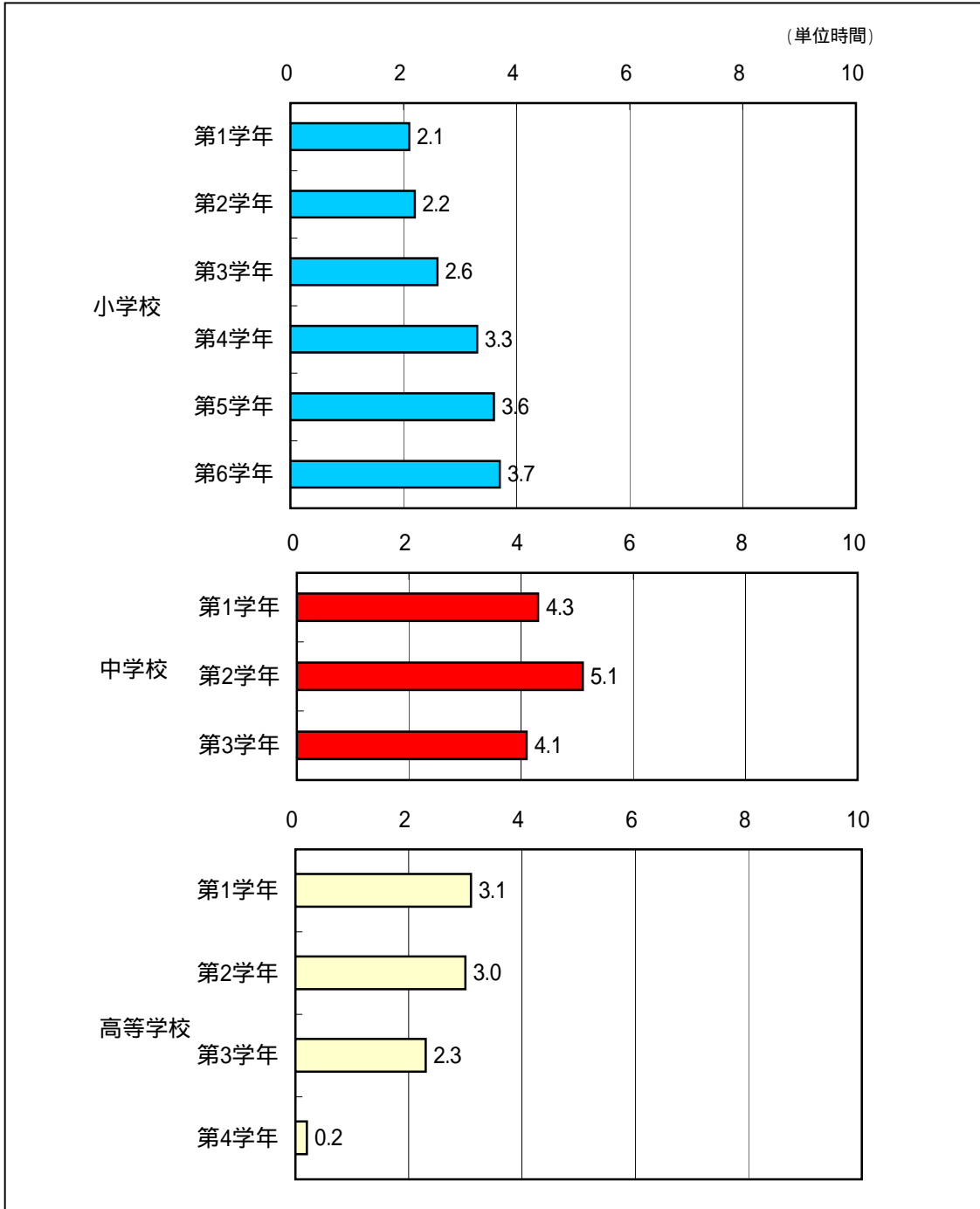
(6) 市役所・町村役場で職場体験を受け入れている市町村数(指定都市は除く)

受け入れている
1459 (1,397)

社会奉仕体験活動の実施状況(平成15年度実績)

(単位時間)

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
小学校	2.1	2.2	2.6	3.3	3.6	3.7
中学校	4.3	5.1	4.1			
高等学校	3.1	3.0	2.3	0.2		



全国公私立学校対象
(平成16年度特別活動実施状況調査)

集団宿泊活動の実施状況（林間・臨海学校、自然・移動教室など）

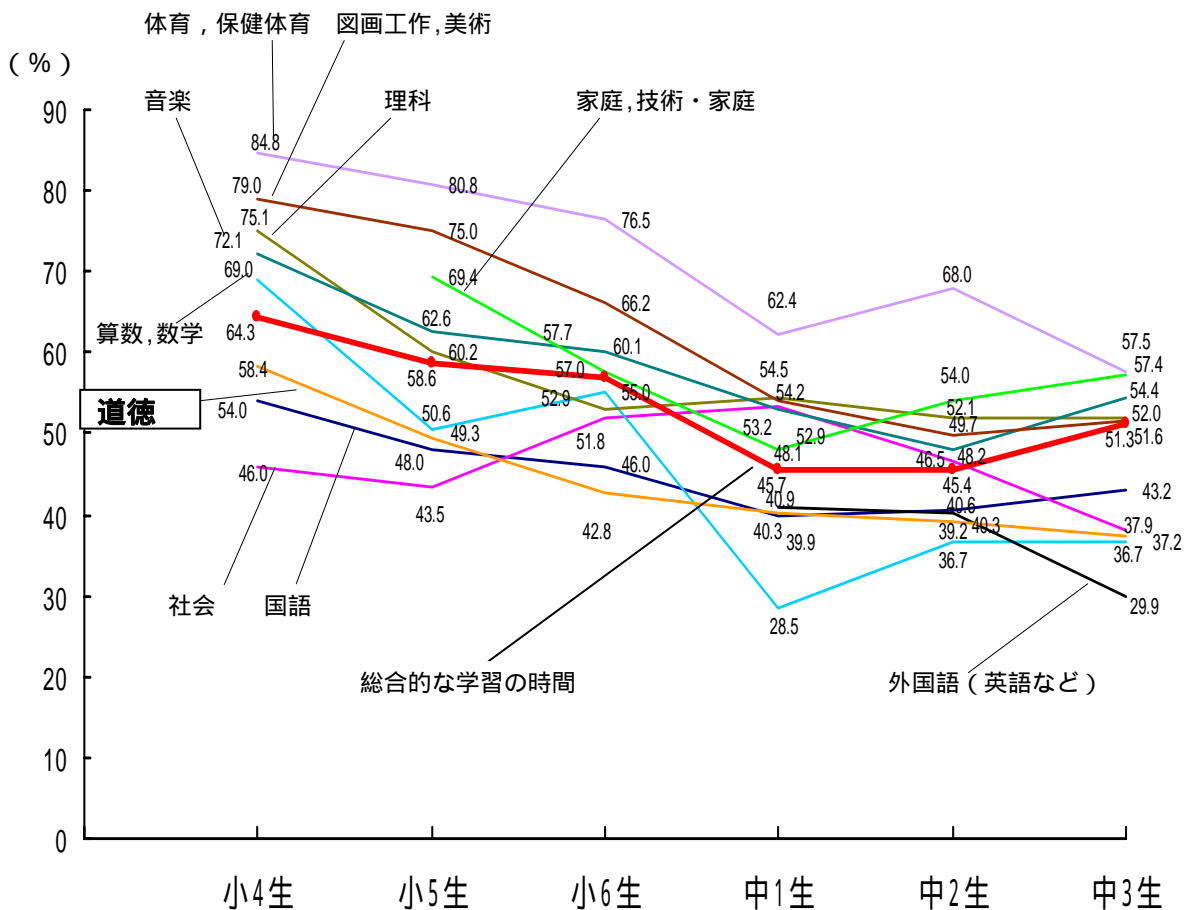
	小学校	中学校	高等学校
	H 15	H 15	H 15
実施した割合	89.3%	76.9%	47.3%
実施学年			
1年生	2.7%	67.0%	93.9%
2年生	2.9%	65.0%	18.8%
3年生	4.9%	8.7%	9.7%
4年生	19.3%		0.8%
5年生	94.1%		
6年生	27.6%		
宿泊日数			
1年生			
1泊	89.4%	48.0%	38.7%
2泊	9.5%	41.8%	49.4%
3泊	0.7%	7.3%	6.5%
4泊	0.0%	1.4%	2.9%
5泊以上	0.4%	1.5%	2.5%
2年生			
1泊	87.2%	41.5%	27.7%
2泊	10.4%	42.9%	34.7%
3泊	1.6%	13.0%	19.1%
4泊	0.3%	1.1%	10.3%
5泊以上	0.5%	1.5%	8.2%
3年生			
1泊	78.6%	46.6%	37.6%
2泊	16.4%	29.4%	32.5%
3泊	3.2%	11.7%	15.1%
4泊	0.8%	5.2%	7.7%
5泊以上	1.0%	7.1%	7.0%
4年生			
1泊	81.6%		77.3%
2泊	15.1%		13.6%
3泊	2.3%		9.1%
4泊	0.4%		0.0%
5泊以上	0.5%		0.0%
5年生			
1泊	55.5%		
2泊	36.3%		
3泊	2.8%		
4泊	0.7%		
5泊以上	4.7%		
6年生			
1泊	44.1%		
2泊	46.3%		
3泊	5.7%		
4泊	3.2%		
5泊以上	0.8%		

全国公私立学校対象

（平成16年度特別活動実施状況調査）

教科の好き嫌い、学校生活の満足度、学校教育に求めるもの

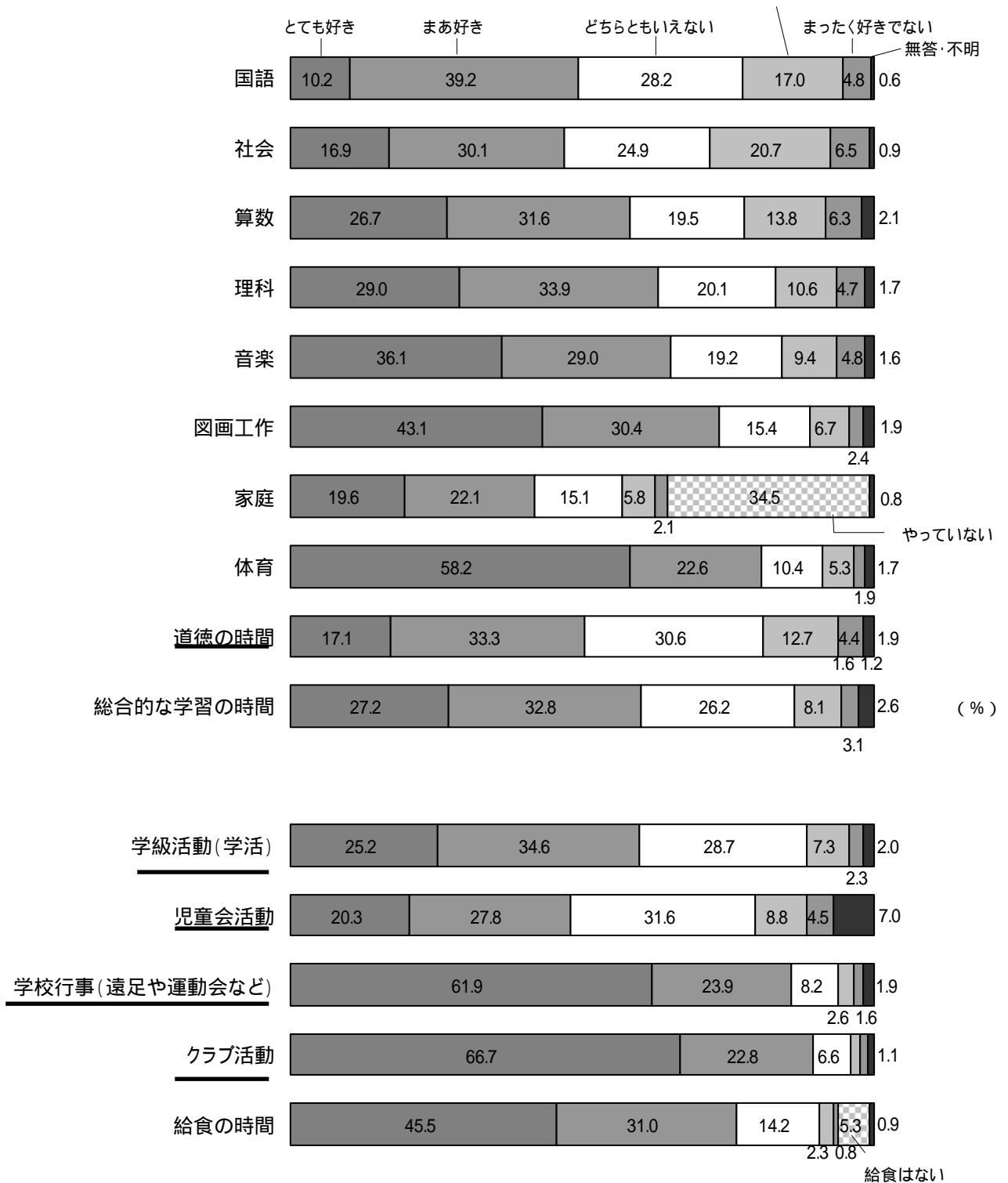
教科等の好き嫌い（「とても好き」「まあ好き」の合計）



（義務教育に関する意識調査）

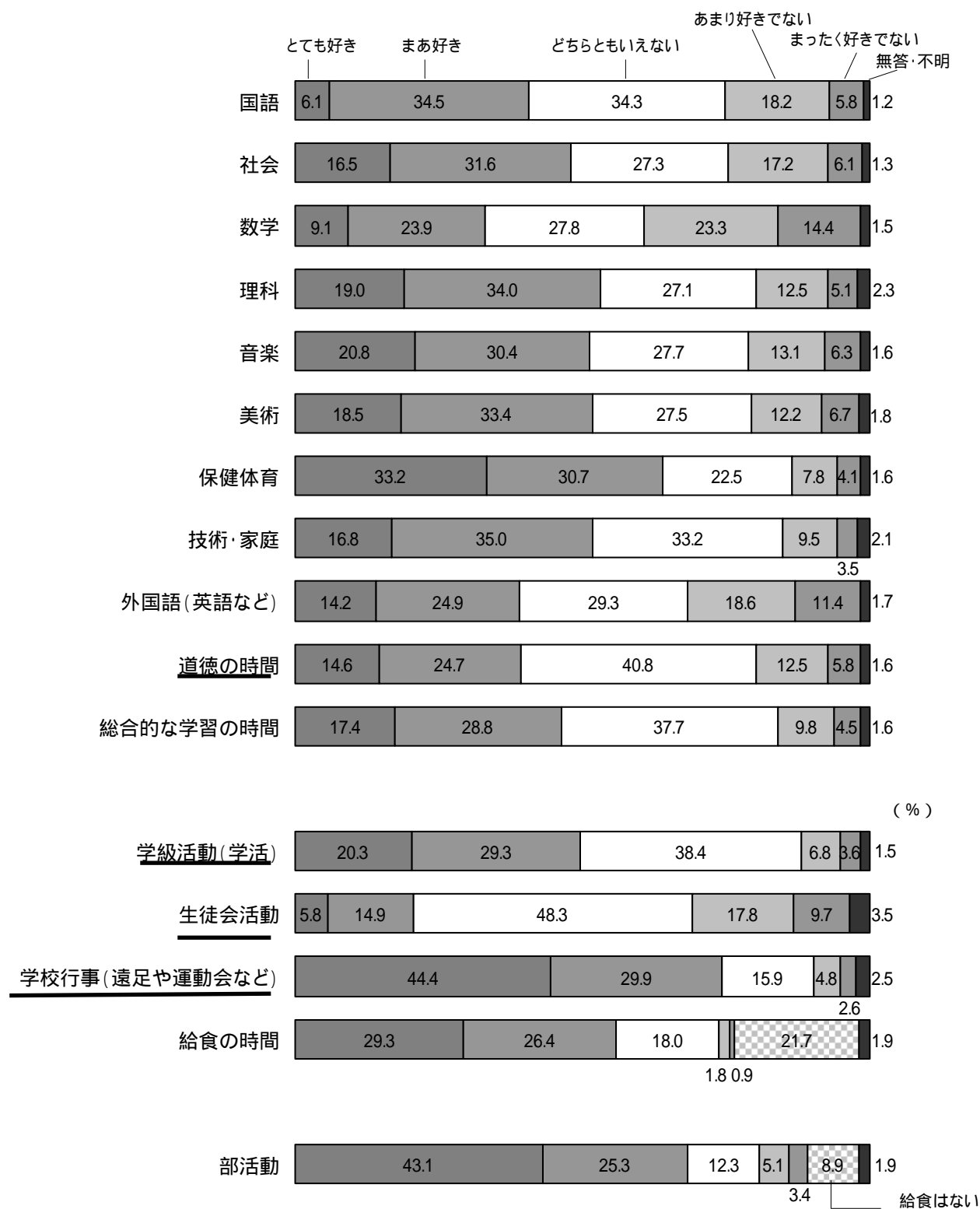
教科や活動の時間の好き嫌い（小学生）

あまり好きでない



（義務教育に関する意識調査）

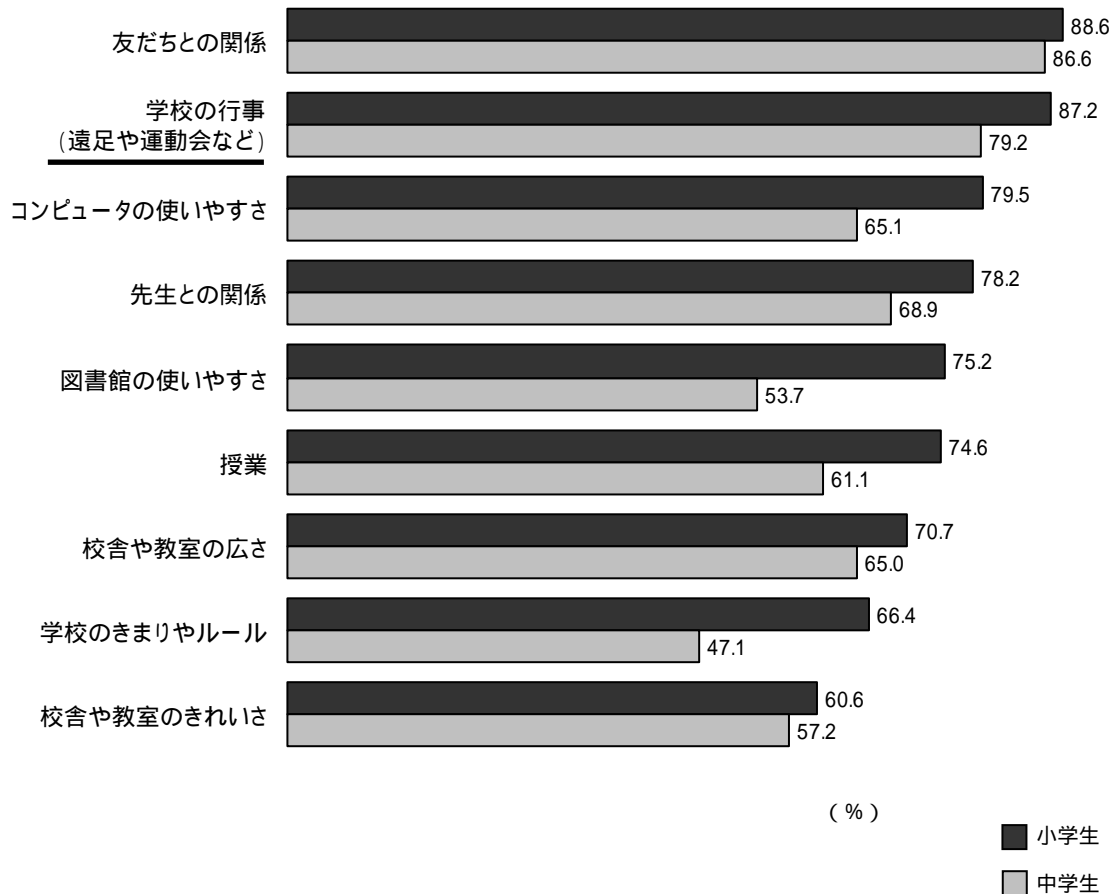
教科や活動の時間の好き嫌い（中学生）



(義務教育に関する意識調査)

【小学生・中学生】

学校生活の満足度（「とても満足している」「まあ満足している」の合計）



(義務教育に関する意識調査)

学校教育で身に付ける必要性が「とても高い」能力や態度(上位3位)

[大人]

		1位	2位	3位
保護者	小学生	教科の基礎的な学力 77.2%(3.74)	人間関係を築く力 69.6%(3.65)	善悪を判断する力 61.2%(3.54)
	中学生	教科の基礎的な学力 78.0%(3.73)	人間関係を築く力 65.2%(3.60)	自ら学ぼうとする意欲 58.5%(3.48)
教員	小学校担任	教科の基礎的な学力 84.1%(3.87)	人間関係を築く力 70.2%(3.70)	自ら学ぼうとする意欲 67.2%(3.66)
	中学校担任	教科の基礎的な学力 88.0%(3.88)	人間関係を築く力 70.5%(3.65)	自ら学ぼうとする意欲 67.4%(3.64)
学校評議員		教科の基礎的な学力 71.7%(3.69)	自ら学ぼうとする意欲 56.1%(3.49)	善悪を判断する力 51.0%(3.40)
教育長		教科の基礎的な学力 87.5%(3.86)	自ら学ぼうとする意欲 73.4%(3.69)	善悪を判断する力 68.1%(3.62)
首長		教科の基礎的な学力 87.8%(3.87)	自ら学ぼうとする意欲 71.0%(3.66)	善悪を判断する力 60.0%(3.53)

()内は、「とても高い」を4点、「やや高い」を3点、「やや低い」を2点、「とても低い」を1点とした際の平均値

[小・中学生]

		1位	2位	3位
小学生		よいことと悪いことを 区別する力 74.1%(3.67)	まわりの人と 仲よくつきあう力 72.1%(3.65)	たくましく生きるための 健康や体力 66.3%(3.58)
中学生		よいことと悪いことを 区別する力 64.7%(3.57)	まわりの人と 仲よくつきあう力 64.5%(3.57)	自分の考えを言葉で 伝える力 55.9%(3.48)

()内は、「とても必要」を4点、「まあ必要」を3点、「あまり必要でない」を2点、「全く必要でない」を1点とした際の平均値

家庭教育など学校教育以外で身に付ける必要性が「とても高い」能力や態度(上位3)

[大人]

		1位	2位	3位
保護者	小学生	善悪を判断する力 68.5%(3.62)	基本的な生活習慣 68.0%(3.60)	社会生活に必要な常識 63.8%(3.57)
	中学生	基本的な生活習慣 69.9%(3.62)	善悪を判断する力 68.1%(3.61)	社会生活に必要な常識 65.7%(3.58)
学校評議員		善悪を判断する力 61.8%(3.54)	基本的な生活習慣 61.4%(3.51)	社会生活に必要な常識 57.7%(3.47)
首長		善悪を判断する力 72.0%(3.65)	基本的な生活習慣 69.2%(3.62)	社会で役立つとする心 や公共心 63.4%(3.57)

()内は、「とても高い」を4点、「やや高い」を3点、「やや低い」を2点、「とても低い」を1点とした際の平均値

(義務教育に関する意識調査)

道徳教育における各学年・学校段階における重点のイメージ例

		どの学年・学校でも取り組む内容		学年・学校段階ごとに重点とする内容例			
		自立・自律	自他の生命の尊重	基本的な生活習慣	規範意識	人間関係を築く力	社会参画への意欲や態度
小学校	低学年	↓ (各段階ごとに具体化)	↓ (各段階ごとに具体化)	・規則正しい生活をする事	・善悪の判断と決まりを守る事		
	中学年				・集団や社会のきまりを守りマナーを大切にすること	・友達や身近な人々との協力と助け合い	
	高学年					・相手の立場の理解と支え合い	・家庭・学校・地域社会の一員としての役割と責任
中学校				・望ましい生活習慣の確立 (第1学年)	・法やきまりの意義の理解と遵守		・郷土・国・国際社会への積極的参加

特別活動・学級活動（ホームルーム）の重点のイメージ例

		学級や学校生活の 充実と向上の観点	集団生活への適応や 生徒指導の観点	
小 学 校	低 学 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽しい学級生活 ・ 当番や係の仕事 ・ <p>(小1プロブレムなど集団の適応にかかわる問題に対応)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な生活習慣 ・ 集団生活への適応 など 	
	中 学 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級生活の充実 ・ 自治的な話し合い ・ 係など役割と責任 ・ <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 好ましい人間関係 ・ <p style="text-align: right;">など</p>	
	高 学 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級や学校生活の充実 ・ ・ ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高学年の自覚と責任 ・ ・ <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来への夢や希望
		学級や学校生活の 充実と向上の観点	集団生活への適応や 生徒指導の観点	学業や進路指導の 観点
中 学 校		<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>(集団や社会の一員として求められる態度や能力の育成に重点。例示を精選) (中1ギャップなど集団の適応にかかわる問題に対応。人間関係などの社会的スキルの育成を重視)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・
高 等 学 校		<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>(集団や社会の構成員として求められる態度や能力の育成に重点。例示を精選) (社会的自立を進める観点から、社会人として守るべきルールやマナー、社会生活上のスキルの習得、人間形成にかかわるガイダンスを充実)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・

武蔵野市セカンドスクールについて (平成7年度から全小学校、平成8年度から全中学校)

1．セカンドスクール

セカンドスクールは、学期中に授業の一部を自然に恵まれた場所で長期に滞在して行うもので、普段の学校生活（ファーストスクール）ではなかなか体験しにくい活動や学習を通して、学校教育の目標をより効果的に達成しようとするもの。

2．対象

小学校5年生・中学校1年生すべての児童生徒が参加。

17年度からは、小学校4年生を対象にした「プレセカンドスクール」を本格実施（2泊3日で群馬、長野等に宿泊）。

3．活動内容

民泊や青年の家等において4～9泊の合宿をしつつ、田植え・稲刈り等の農業体験活動や地引網体験等の漁業体験活動、炭焼き等の森林体験、そば作り等の郷土料理づくり、わら細工、和紙すき等郷土芸能等の多様な体験活動を行う。

4．経費

必要な経費は、1泊につき2,000円の参加負担金を除いて市で予算措置。

平成17年度予算：1億3,361万8千円

平成18年度予算：1億3,697万円

平成19年度予算：1億3,753万円

5．カリキュラム上の位置づけなど

総合的な学習の時間のほか、関連する教科において実施。

修学旅行は別に実施。

6．土日の取扱いについて

教育課程において実施しているため、土日を挟む場合は休日を振り替え。

兵庫県「トライやる・ウィーク」について

ねらい

生徒が5日間実社会において、学校ではできない様々な活動に挑戦し、豊かな感性や創造性を高めたり、自分なりの生き方を見つけたりすることができるよう支援し、ともに生きることや感謝の心を育み、自立性を高めるなど「生きる力」を育成する。

対象者

県内の公立の中学校及び中等教育学校前期課程2年生全員、並びに特別支援学校中学部2年生（平成18年度は、約4万8千人が参加）

教育課程上の取扱い

特別活動を中心に各学校の実態により編成

実施内容

生徒の興味・関心のもと、地域の農家、商店、福祉施設、公共施設等多数の受け入れ先において、数人ずつの班編成でボランティアの指導のもと、以下の活動内容で実施。

- ・職業体験活動：地域のいろいろな職場での体験活動
- ・ボランティア・福祉体験活動：地域でのボランティア活動、福祉施設等での活動
- ・文化・芸術創作活動：絵画や音楽等の活動、地域・郷土芸能活動
- ・勤労生産活動：農業、酪農、漁業、林業等の活動
- ・その他：外国人との交流、情報・科学技術・環境等に関する活動、発掘調査活動 等

成果例（参考：「トライやる・ウィーク」5年目の検証（報告）平成15年3月）

【生徒】

- ・自己の確立・生き方の探求がなされた。
- ・勤労観、職業観が育成された。
- ・社会性が育成された。
- ・社会の肯定的な認識・規範意識を醸成する機会となった。
- ・不登校生徒の登校改善につながった。

【学校、教職員】

- ・教育活動を見直す契機となった。
- ・開かれた学校づくりが推進された。

【家庭】

- ・家族とのコミュニケーションの活性化が図られた。
- ・自主的に家事手伝いをするなど家庭の在り方を考える契機となった。
- ・親に対する理解が深められた。

【地域社会・受入先】

- ・学校の教育活動に参画する意識の高揚が図られた。
- ・生徒に対する考え方が変わり、地域の子どもを育てようとする気運が高まった。
- ・職場が活性化したことや地域社会への貢献による充実感があつた。
- ・県民運動としての推進体制を確立できた。

東京都・高等学校「奉仕」について

概 要

東京都立の高等学校では、平成19年度以降、すべての生徒に対し、「奉仕」を履修させる。

目 標

奉仕活動の理念と意義を理解させ、奉仕に関する基礎的な知識を習得させるとともに、社会貢献を適切に行う能力と態度を育てる。

内 容

(1) 奉仕活動の意義

(2) 奉仕体験活動

保健・医療又は福祉の増進、社会教育の推進、まちづくりの推進、学術・文化・芸術又はスポーツの振興、環境の保全、災害救援活動、地域安全活動、子どもの健全育成など

教育課程上の位置付け

学校設定教科・科目「奉仕」(総合的な学習の時間での代替可)

時間数

卒業までに1単位(35単位時間)以上。

35単位時間の少なくとも半分は「奉仕体験活動」に配当。

教 材

東京都教育委員会が作成した生徒用テキストを使用。

指導者

学校の教員が指導するとともに、外部と連携。

評 価

数値による評定によらず、文章記述による評価。

茨城県・高等学校「道徳」について

概 要

茨城県立の高等学校では、平成19年度以降、すべての生徒に対し、「道徳」を履修させる。

目 標

生徒一人一人が道徳的価値や人間としての在り方生き方に関する自覚を深め、豊かな心を育て、未来に向けて人生や社会を切り拓いていこうとする道徳的実践力を高める。

内 容

中学校の道徳の内容を発展させ、「自分自身」「他の人とのかかわり」「自然や崇高なものとのかかわり」「集団や社会とのかかわり」の4つの柱の下に計23項目を設定。

教育課程上の位置付け

総合的な学習の時間に位置付け。名称は「道徳」。

単位数・時間数

第1学年時に1単位（35単位時間）

体験的な活動を行う場合は、35単位時間のうち6単位時間程度。

教 材

茨城県教育委員会が作成した生徒用テキストを使用。

指導者

教員の中から学校が決定。教科担任のように1年間中心となり指導。

評 価

数値による評定によらず、文章記述による評価。